

平成19年（2007年）紀北町3月定例会会議録

第 6 号

招集年月日 平成19年3月7日（水）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成19年3月23日（金）

応 招 議 員

1 番	東 篤布	2 番	中村健之
3 番	近澤チヅル	4 番	家崎仁行
5 番	川端龍雄	6 番	北村博司
7 番	玉津 充	8 番	尾上壽一
9 番	平野倅規	10番	岩見雅夫
11番	入江康仁	12番	平野隆久
13番	島本昌幸	14番	中本 衛
15番	中津畑正量	16番	東 澄代
17番	松永征也	18番	垣内唯好
19番	奥村武生	20番	東 清剛
21番	谷 節夫	22番	世古勝彦

不応招議員

な し

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	奥山始郎	助 役	北村文明
収 入 役	川端清司	総 務 課 長	谷口房夫
財 政 課 長	太田哲生	危機管理課長	中場 幹
企 画 課 長	川合誠一	税 務 課 長	長野季樹
住 民 課 長	宮澤清春	福祉保健課長	塩崎剛尚
環境管理課長	山本善久	産業振興課長	広瀬栄紀
建 設 課 長	中原幹夫	水 道 課 長	村島成幸
出 納 室 長	家崎英寿	紀伊長島総合支所長	石倉宣夫
海山総合支所長	上村晴彦	教育委員長	喜多 健
教 育 長	小倉 肇	教 育 課 長	奥野昇眞
代表監査委員	佐野耕造		

職務の為出席者

事 務 局 長	中野直文	書 記	川口節生
書 記	牧野尚記		

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

4 番 家崎仁行

5 番 川端龍雄

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

議長

おはようございます。

定刻に達しましたので開会をいたします。

ただいまの出席議員は22名であります。定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては配布いたしました議事日程表のとおりであります。朗読は省略させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認め、省略することといたします。

それでは日程に従い議事に入ります。

日程第1

議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定に基づき本日の会議録署名議員に、

4番 家崎仁行君

5番 川端龍雄君

のご両名を指名いたします。

日程第2

議長

次に日程第2 委員長報告を行います。

各常任委員会に付託され、審査を行ったものであります。

それでは各常任委員長より、審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず、総務財政常任委員長 東澄代君。

総務財政常任委員長 東澄代議員

おはようございます。

平成19年3月議会定例会におきまして、総務財政常任委員会に付託されました議案26案件について、委員全員出席のもとで各関係担当課の出席を得まして審査をおこないました。結果の報告をいたします。

議案第8号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画については、28ページから30ページですが、主な質疑としまして、木津地区が辺地から外れているが、点数は何点ですかの質疑があり、辺地の基準としては辺地の点数が100点以上であるほかに、辺地の中心地から5km以内の人口が50人以上であるとする人口要件のどちらも必要とされており、平成18年12月末38人ということで、辺地地区から除かれていますとの答弁です。

続きまして平成19年度当初予算で、野又越線の改良事業が300万円計上されていますが、災害で復旧もできない状態と聞いていますが、野又越線を今後どのようにしていくのですかの質疑に対し、今回、総合整備計画に載せておりますが、野又越線改良事業の300万円につきましては、平成19年度の当初予算、県単林道改良事業費に計上していますので、関連するその後の計画とかについては、企画では把握しておりませんとの答弁でした。

討論なく、採決により全員賛成。

よって、原案どおり可とすることに決定しました。

次に議案第9号 地域自治区の設置に関する協議書に定められた事項を変更する条例ですが、31ページから33ページです。

主な質疑ですが、事務吏員と職員とはどう違うのか、法改正により職員となったという解釈でよいのですかの質疑があり、地方自治法の改正により名称が吏員から職員となったものですとの答弁です。

次に本議案は機構改革によるものですかの質疑に対し、機構改革が本条例を制定する理由でもあります。2つの支所のうち海山総合支所を本庁に統合することにより、合併の協定書にある地域自治区の事務所の名称を、海山区においては紀北町役場とするものですという答

弁です。

続いていつごろからこの機構改革の話が出てきたのですかの質疑があり、昨年4月1日、本庁と海山総合支所のワンフロア化を実施しました。その後、より効率的で住民サービスの向上をするため、海山総合支所を本庁に包括した機構の見直しをしようということとなりましたとの答弁です。

次に現在は海山に集中するが、本庁が紀伊長島に移った場合は反対になる。そういう心配があると思われるので、組織のなかでどういうふうに補っていくのが重要ではないのですかの質疑があり、答弁ですが、大変重要な事項であるので組織機構を考えるうえで検討されています。事案があった場合には、よりスムーズに対応するため、議会、予算編成及び執行権を本庁へ集約する機構であります。反面、災害時の対応等について指摘されているものについては気をつけて対処してまいります。

続いてその意思はよくわかるが、今回の組織のなかでその位置づけをどういうふうにしようとしているのか、具体的に説明する必要があるのではないのですかの質疑に対し、本庁と支所の役割の部分になると思います。支所は住民窓口としての対応、本庁との連携が主な業務となり、本庁の指示のもと事業を執行していくことを考えており、総合支所については住民窓口での対応のほか、連絡調整が主な業務であると考えていますとの答弁です。

続いて総合支所長のポストについては、紀伊長島総合支所だけが残り、今後は紀伊長島区で防災面とか緊急事態があった場合には、支所長がトップとして対応するという判断でよいのですかの質疑があり、住民窓口などについては支所に残りますが、防災面の対応については災害時の規模や時刻などの状況により、判断していくべきではないかと考えています。警報等があった場合の対応については、紀伊長島総合支所での統括は現在では支所長であり、今後も同様になると思いますという答弁でした。

討論なく、採決により全員賛成。

よって、原案どおり可とすることに決定しました。

続きまして議案第10号 紀北町副町長定数条例は、質疑なく、討論に入り、採決により全員賛成。

よって、原案どおり可とすることに決定しました。

次に議案第12号 紀北町行政組織条例の一部を改正する条例ですが、38ページから40ページです。工事の入札、契約及び検査が財政課でわかるのですか、工事の設計段階では建設課であると思いますが、どこまでの事務分掌を財政課とするのですか、これがサービスの向上

につながるのか説明願いますとの質疑があり、現在は工事の施行伺から検査、支出まで建設課で行っています。今回の見直しでは工事請負に関するものだけを財政課で入札、契約、検査を行い、監督については建設課で行います。同じ課でやるよりも担当課に分けたほうが外部から見てもより透明性が図れますとの答弁です。

続いて、建設課が一番よく知っているのも、最後まで建設課がかかわるほうが良いのではないですかの質疑に対し、工事内容がわかっていなくても入札、契約はできますし、より透明性が発揮できると判断しています。検査については事務職ではなく、技術職員を配置する予定でありますとの答弁です。

次に財政課に技術職員を置くということですかの質疑があり、検査については技術的な知識がないとできないので、今のところ技術職を配置する予定ですとの答弁です。

続いて検査については建設課に残してはどうですかの質疑に対し、工事の設計、監督検査まで建設課ですと内々の検査になってしまうので、担当課から切り離して透明性を高めたいと考えておりますという答弁でした。

討論なく、採決により、全員賛成。

よって、原案どおり可とすることに決定しました。

続きまして議案第13号 紀北町総合支所条例の一部を改正する条例は、42ページから44ページですが、主な質疑としまして、海山総合支所を本庁へ統括するのはいいが、住民サービスが低下しないということが最も大事であり、5年以内にスムーズに本庁移転ができるようすべきであり、長島支所の技術職員が本庁へ集約してしまうので、住民サービスが低下します。なぜ、現在の体制ではいけないのですかと質疑に対し、合併後1年4ヵ月経ちますが、住民の方の意見として支所へ行っても本庁と相談しているなかで回答が遅れるということがあり、よりスピード化したほうが良いということもあり、組織の見直しを行ったものがあります。住民サービスが低下するのではないかとのことですが、住民の方に本庁まで来ていただかなくても職員のほうから出向していく等のカバーをしながら対応していくなど、サービスの低下にならないようにしていきたいと考えておりますとの答弁です。

次に災害や大雨の場合を含めて支所に行けば、即、動いてくれていましたが、組織の簡素化と住民サービスは観点が違います。人数全体を減らすわけではないので職員配置を慎重にやってほしいのですがどうですかの質疑があり、災害時の対応についてですが、現在の規定では執務時間外においては基本的に本庁の課長以外は紀伊長島区に住んでいる職員については、紀伊長島支所に詰めることになっております。また執務時間中におきましては災害対策

本部の指示のもと、そのときの状況によって職員配置を行うことになっておりまして、懸念されている災害時等の対応につきましては、適切な対応が必要であると考えておりますとの答弁です。

続いての質疑ですが、私は議員になる前は窓口以外に行かなかったのですが、一般の方が各担当課へ来るのですか、窓口は別として利害関係がある商売の方が多いのではないのですか、一般の方からの苦情の場合は来てもらうより遠くても職員が行くべきであるのではという質疑がありまして、答弁ですが、窓口については一般の方が来ますが、事業課については利害関係の方は別として、工事等に関係している場合はこちらから出向いて協議をしているので、私の経験では少ないのではないかと思います。

次に海山総合支所を本庁へ統合するのは思ったよりスピードのある機構改革である。庁舎内の課の配置を移動するのですかとの質疑があり、合併時に大規模な移動をし、昨年4月に本庁・海山総合支所のワンフロア化をしており、経費の削減を考えて出来るだけ課の移動は最小限にしたいと考えていますという答弁でした。

討論ですが、賛成討論としまして、中津畑委員が賛成するが、住民サービスの低下と組織機能の簡素化、効率化については最小限ギャップが少なくなるよう配慮されたい。

採決により全員賛成。

よって、原案どおり可とすることに決定しました。

次に議案第14号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、質疑なく、討論に入り、採決により全員賛成。

原案どおり可とすることに決定しました。

続いて議案第15号 紀北町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例ですが、質疑なく、討論に入り、採決により全員賛成。

よって、原案どおり可とすることに決定しました。

次に議案第16号 紀北町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、51ページから53ページですが、これは報酬審議会にかけたということでしょうが、全体的には下がっているのは経費の削減を理由とするものなのですかという質疑があり、農業委員会の委員と監査委員は同額であり、選挙管理委員会の委員は年額から日額へ改正の提案をしています。そのほかの委員の減額となっている理由については、現下の社会情勢と財政状況を鑑みてこうすべきではないかという答申を受けていますとの答弁でした。

討論なく、採決により全員賛成。

よって、原案どおり可とすることに決定しました。

続いて議案第17号 紀北町長、助役及び収入役の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例ですが、質疑なく、討論に入り、採決により全員賛成。

よって、原案どおり可とすることに決定しました。

続きまして議案第18号 紀北町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例は、質疑なく、討論に入り、採決により全員賛成。

よって、原案どおり可とすることに決定しました。

次に議案第19号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例ですが、質疑なく、討論に入り、採決により全員賛成。

よって、原案どおり可とすることに決定しました。

次に議案第20号 紀北町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例ですが、質疑なく、討論に入り、採決により全員賛成。

よって、原案どおり可とすることに決定しました。

次に議案第21号 紀北町税条例の一部を改正する条例の73ページから75ページですが、主な質疑としまして、納税組合や前納報奨金交付の状況は、また納税組合の解散や前納報奨金の廃止により、徴収率は低下しないですかとの質疑に対し、紀伊長島区納税組合の状況及び実績は組合数32の納付額 9,649万円で、取扱手数料は 203万円支払いました。前納報奨金の交付実績は町県民税、固定資産税あわせて 792万 8,000円でした。徴収率については徴収体制を強化するなど低下させないよう努力します。また納税組合の解散にあたっては、口座振り替えを推奨しています。

なお、旧海山町納税組合が解散したときは、徴収率の低下はしておりませんという答弁でした。

討論としまして、反対討論がありました。中津畑委員ですが、税負担が増大し、また地域の金融機関がなくなるという状況のなかで、前納報奨金の廃止や納税組合の解散につながる納税貯蓄組合事務取扱手数料の廃止には反対である。

採決により賛成多数。

よって、原案どおり可とすることに決定しました。

続いて議案第23号 紀北町海岸国有地管理審議会条例の一部を改正する条例は、82ページから84ページです。審議会の委員の決め方について、同意書をとっている方を委員にしてい

るのはおかしいのではという意見がありましたが、その後、課のほうで調べられたのですかと
の質疑があり、実際の事務は財政課ですので確認しましたが、18年度につきましては漁業
組合の役員になっており、また、そこから同意書をとっているということで、今後見直しを
行っていきたいと聞いてますとの答弁です。

次に漁業組合の方を委員に選ばないということですかとの質疑があり、同意書の必要も含
めて矛盾しないよう整合性をとるように担当課で検討するということでしたとの答弁でした。

討論なく、採決により全員賛成。

よって、原案どおり可とすることに決定しました。

次に議案第24号 紀北町地震災害警戒本部条例の一部を改正する条例は、85ページから87
ページですが、主な質疑としてありましたのは、附則にあるとおり、収入役の在任中は第2
条については無効ということですかの質疑があり、答弁としまして地方自治法の改正につい
ては経過措置があり、収入役在任中については改正前の条例が有効ですという規定を設けた
ものですということです。

討論なく、採決により全員賛成。

よって、原案どおり可とすることに決定しました。

次ですが議案第25号 紀北町奨学金貸与条例の一部を改正する条例ですが、質疑なく、討
論に入り、採決により全員賛成。

よって、原案どおり可とすることに決定しました。

続きまして議案第27号 紀北町水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例は、質疑な
く、討論に入り、採決により全員賛成。

よって、原案どおり可とすることに決定しました。

次に議案第28号 紀北町低開発地域工業開発地区の指定に伴う固定資産税の特例措置に関
する条例を廃止する条例の、97ページと98ページですが、こういう制度がなくなるのは残念
です。これに代わる制度はあるのですかの質疑があり、この制度と同様の制度は紀北町過疎
地域における固定資産税の特例措置に関する条例に規定する制度で、製造業等の設備で2,7
00万円以上の新增設した場合は、3年度分固定資産税を免除されますとの答弁があり。

次に、この過疎の条例を適用している企業は、現在何社あるのですかの質疑に対し、これ
までに数社適用していましたが、期限が切れたため、現在は1社ですという答弁でした。

討論なく、採決により全員賛成。

よって、原案どおり可とすることに決定しました。

続きまして議案第29号 紀北広域連合規約の変更に関する協議について、質疑なく、討論に入り、採決により全員賛成。

よって、原案どおり可とすることに決定しました。

続いての議案第30号 三重紀北消防組合理規約の変更に関する協議についても、質疑なく、討論に入り、採決により全員賛成。

よって、原案どおり可とすることに決定しました。

続いて議案第31号 三重県自治会館組合理規約の変更に関する協議について、質疑なく、討論に入り、採決により全員賛成。

よって、原案どおり可とすることに決定しました。

次に議案第32号 三重県市町職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について、質疑なく、討論に入り、採決により全員賛成。

よって、原案どおり可とすることに決定しました。

次に議案第33号 三重県市町村職員退職手当組合理規約の変更に関する協議について、質疑なく、討論に入り、採決により全員賛成。

よって、原案どおり可とすることに決定しました。

次ですが議案第34号 三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議について、質疑なく、討論に入り、採決により全員賛成。

よって、原案どおり可とすることに決定しました。

続きまして議案第39号 平成18年度紀北町一般会計補正予算（第3号）

「議会費」については質疑がありませんでした。

次に「総務課」関係部分ですが、主な質疑としまして39ページ、40ページですが、選挙費の増減理由を説明してくださいとの質疑に対し、町議会議員選挙費につきましては、精算に伴う減額であります。農業委員選挙費につきましては、選挙の執行がありませんでしたので、それに伴う減額と、7万7,000円の執行ですが、選挙管理委員会を開催して選挙の協議を行っておりますので、それに伴う委員報酬等で、知事選挙につきましては4月8日に執行されます知事選挙、県議会議員選挙についても同じですが、今回、県から平成18年度の交付決定額、平成19年度の交付予定額が通知されたことに伴う、補正予算ですとの答弁です。

続いて「財政課」関係ですが、主な質疑としまして20ページですが、市町村合併体制整備費補助金についてこの性質というか、どのように使えるのか説明してくださいとの質疑があり、国の補正予算により1,000億円を確保されましたので、2億円は町に配分されました。

合併市町村において統一的な業務を遂行するうえで必要となり、かつ合併市町村の行政運営の合理化、または効率化に資する事業など、住民への行政サービスの水準の確保、強化に資する事業、公共施設相互間の連携の強化に関する事業、合併市町村の区域内における人的、物的交流の促進を図るために必要な事業、また一体性の速やかな確立を図るために必要な事業、その他総務大臣が必要と認める事業となっております、防災関係を重点的に配分しましたという答弁です。

次に合併体制整備補助金を原資にして借り入れした過疎債等の補助金事業は受けられますかの質疑があり、可能ですとの答弁です。

続いて同じく20ページですが、その補助金は今後も見込めるものですかの質疑があり、国の予算配分については不透明なところですよとの答弁です。

次に23ページですが、三重県の支援金はあとどれくらい見込みがありますか、特例債と同じように補助金もあと9年間は見込めるのですかとの質疑に対し、今回の補正では1,000万円を追加いたしまして6,000万円となりました。平成19年度5,000万円を計上しており、全部で5億円と聞いておりますとの答弁です。

続いて歳出36ページの庁舎等耐震化事業費の1億3,550万円、これについては紀伊長島総合支所の分も入っているということじゃなかったのですか、それと本庁舎は耐震的に不安定だと聞いていますが、これをはっきりと調べ、耐震化に向けてやるということによろしいのですかの質疑があり、本庁舎については今年耐震の診断を受けた結果、補強が必要だということで予算計上いたしました。紀伊長島総合支所についても以前に耐震調査を受け、耐震化の予算計上をしておりますとの答弁です。

次に同じく36ページの紀伊長島総合支所の費用はいくらですかの質疑があり、今回は耐震補強の2,200万円で見積もっており、当初予算で屋上雨漏り工事945万円を計上しておりますとの答弁です。

続いて耐震補強は2,200万円のできるのですか、また本庁、支所あわせて全部でどのくらい見積もっていますかの質疑があり、本庁舎は8,000万円、紀伊長島総合支所が2,200万円、町民センターが1,800万円、海山消防署の車庫が900万円、それに設計管理委託料6,500万円組んでおり、全部で1億3,550万円です。ただし、これにつきましては短期間での見積りですので、増減があるかもしれませんという答弁でした。

続いて「企画課」関係ですが、主な質疑ですが、歳入の雑入30ページです。電源地域振興センターの研修についてはどのような予定になっていたのですかの質疑に対し、平成18年度

当初予算では国内研修に8名分を予算計上しましたが、電源地域センターが研修日程を組めますので、研修を希望する職員との日程が合わなかったことなどから、平成18年度の参加した職員が3名となりました。この研修は参加した職員の旅費の3分の2が返還金として町に戻りますので、返還実績にあわせて減額させていただきましたという答弁です。

同じく30ページですが、電源地域センターが計画する研修とはどのようなものなのですかの質疑があり、地域活性化としての地域づくりや産業振興のほか、福祉、環境分野などの行政課題に対する研修を行っており、東京の電源地域振興センターや全国の先進地に出向いての研修となっていますとの答弁です。

次に「税務課」関係ですが、歳入の14ページです。

土地の評価の見直しはどのように行っているのですかの質疑があり、固定資産税における土地や家屋の評価は3年ごとに見直すことになっていますが、その間にも変動が大きい箇所は見直すことができます。直近では平成18年度に実施しましたとの答弁です。

続いて地価の下落により土地の評価が下がっているのに、固定資産税額が下がらないのはなぜですかとの質疑があり、土地の評価額と課税標準額の差によるものです。現在、課税標準額を評価額にあわせるため、段階的に課税標準額の引き上げを行っているものです。土地の評価が下がっても課税標準額がまだその評価額に達していない場合、課税標準額は上昇するためですという答弁です。

個人町民税や法人町民税の増額補正の理由はの質疑に対し、個人町民税については当初個人所得の減少を予測していましたが、予測をしたほど低下しなかったことによります。また法人町民税の増は都市部の企業の増益によるものですとの答弁です。

続いて歳出の37ページですが、税務総務費の1,474万4,000円の減額理由の質疑があり、そのうち1,089万4,000円は現況地番図作成業務の減額で、三重県が今年度撮影する航空写真を活用することにより、最新のものが作成できるため、この業務を平成19年度に送ったことによります。そのほかは事務努力による経費削減と入札差金によるものですという答弁です。

続いて「危機管理課」関係ですが、主な質疑としまして歳出36ページ、合併まちづくり推進費のなかの消防防災施設等整備事業費の増について説明願います、答弁ですが、工事請負費につきましてはソーラー式の誘導灯10基分です。備品購入費につきましては消火栓用の消火ホース格納箱291基分を購入するものです。

続いて新しく設置される消火栓に必要な格納庫も数に含まれていますかとの質疑があり、

含んでおりますという答弁です。

続いてソーラー式誘導灯はどこへ設置するのですかの質疑に対し、場所についてはまだ決定しておりませんとの答弁です。

次に同じく36ページの防災マップについては、お年寄りの方が見てもよくわかるような見やすいものになるのですかの質疑があり、縮尺等も大きくし、見やすくしたいと考えておりますとの答弁でした。

議案第39号 平成18年度紀北町一般会計補正予算（第3号） 当委員会所管部分について
討論なく、採決により全員賛成。

よって、原案どおり可とすることに決定しました。

次に議案第45号 平成19年度紀北町一般会計予算

「議会費」関係については質疑がありませんでした。

次に「総務課」所管分ですが、歳入46ページ、諸収入の雑入ですが、助役の官舎使用料ですが、助役負担分は職員の住居手当と同じものなのですかの質疑ですが、職員の住宅手当を勘案して支出しておりません。昨年の12月に三重県の公社賃借料算定基準を参考にしまして、紀北町官舎規程を策定しております。それにつきましては部屋の広さや建物の経過年数等を考慮して策定していきまして、助役官舎につきましては助役から駐車場料金を5,000円を含めた家賃として、月額1万5,610円をいただいておりますとの答弁です。

次に52ページの文書取扱事務の役務費ですが、約60%を占めていますが、これは何かを委託している報酬とか賃金ですかの質疑に対し、公文書につきましては総務課で一括管理をしておりまして、役務費につきましては郵便料金です。こちらから発送する郵便物の経費をすべて総務課で一括管理しております。1,047万2,000円ですとの答弁です。

同じく52ページと関連しまして、郵便料金についてですが、郵便物の取り扱いは別納ですか、後納ですか、何もかも後納郵便ではなく、切手を貼って出したほうが良いのもあるので、今後改善していくべきだと思いますが、また選挙の入場券ですが、郵便局を経由しないで職員が配付したほうが良いのではないのですかの質疑があり、公文書の受付と発送についてはすべて総務課文書係が一括して受付をしてパソコンで管理を行い、1件ずつ収受を行っています。したがって、いつ文書が届いたか、いつ発送したかはすべて日付が入っておりますので、誤りについてはほとんどないように思われます。現在、後納ですが、今の方法が一番良いと判断しておりますが、ご指摘もありましたので改善できるところは行っていきたいと思います。

選挙の入場券の配付手段ですが、現在は郵便局に出して配達をしていただいております。今後、ご指摘の部分に関しましては一度検討いたしますとの答弁です。

続いて各課の郵便物ですが、どの課から発送されたものか封筒に明記していただけないかの質疑があり、できるだけ対処していきたいと思いますという答弁です。

次に公平委員会は年に何回ぐらい開催されますか、昨年の実績をお聞かせくださいとの質疑があり、公平委員会をご存じのように職員が組織から不当な処分を受けた場合に、町公平委員会に訴えて判断、対処いただくためにあります。昨年、またこれまでにつきましてもそういった案件はございません。したがって、年1回県の研修会や総会に参加する程度でございますという答弁でした。

次に「財政課」関係分の主な質疑ですが、歳入9ページですが、例えば債務負担行為のオートキャンプ場の指定管理料2,500万円と記載されていますが、平成20年度分が2,500万円という考え方でよろしいのですかの質疑があり、まず、紀北町森林公園オートキャンプ場ですが、平成19年度予算額は2,500万円です。2ヵ年で予算を組む場合は債務負担行為が必要ですので、来年度も2,500万円です。また20年度は入っておりませんとの答弁です。

次に22ページの地方消費税交付金なのですが、比較で150万円という微増にしてありますが、この地方で消費税が上がるという見込みがあるのですか、またこの地方での消費分がそのまま反映されるのではないのですかの質疑に対し、国全体が少し伸びていますので、この程度になると予測しました。地方消費税交付金は国等が全部徴収しまして、人口割で交付されますという答弁です。

次に25ページの総務使用料の引本港野積場は何に使われていますか、また民間業者に貸しているということですか、差し支えなければ業種も教えてくださいとの質疑があり、引本浦の港湾と民家の間なのですが、そこに町有地があり、そこに資材を置いています。ここは主に付近の渡船業者に借りていただいておりますとの答弁です。

続いて平米単価はいくらですか、三重県の港湾の平米単価は知っていますか、またその単価はどこを基準にしていますかの質疑に対し、平方メートル当たり180円です。また三重県の単価は把握しておりません。単価基準については旧海山町時代に管理規程をつくってございまして、そのなかで決めておりますという答弁です。

同じくほかにも町は貸与地はありますが、そことの誤差はありませんかとの質疑があり、町有地の貸付につきましては、固定資産税評価額を基準に算定しておりますので、貸付には差がありますとの答弁です。

次に39ページの減債基金繰入金はどのようなものですか、答弁ですが、減債基金繰入金については紀伊長島区のリサイクルセンターの補助金分をあとでもらっているもので、これを減債基金に積み立ててリサイクルセンターの起債の償還にあてるものです。

同じく39ページの地域づくり事業基金は旧長島のときはいくらぐらいになっていましたかの質疑に対し、地域づくり事業基金は合併時に5,504万3,000円ありまして、うち約3,200万円が旧長島分ですという答弁です。

次の40ページの繰越金の一般会計歳計剰余金の5,000万円は節約した部分の予定ですかの質疑に対し、決算で歳入歳出を引きまして5,000万円と見込みましたとの答弁です。

次に47ページに土木債、消防債などありますが、このなかに合併特例債にあたるものがありますかとの質疑に対し、合併特例債といたしましては、町道井ノ島山本3号線道路改良事業債、中ノ島避難階段設置事業債、それと総務債の地域振興基金債が合併特例債ですとの答弁です。

続いて合併特例債を利用した事業でこれといった例えば図書館等の大きな事業の計画はないのですかの質疑があり、現在、図書館等は計画をしておりませんという答弁です。

同じく合併特例債を使っても過疎債も使うということはできますか、例えば道路は合併特例債、建物は過疎債などの質疑があり、答弁として同じ事業で2つ同時に使うことはできませんが、違う事業であれば使えます。

同じく質疑としまして、合併特例債と過疎債の有利、不利な点を教えてくださいとの質疑、過疎債務は事業費の100%充当でき、元利償還金の70%が交付税措置されます。合併特例債は事業費の95%が起債の対象となり、そのうち70%が交付税措置されますとの答弁です。

次にあまり合併特例債は使わないほうがいいのではないかと思います。現在、起債等の負債が多いが4年後の見通しはどうですかの質疑があり、平成20年度が起債のピークとなります。それ以後は徐々に下がっていきます。合併特例債や過疎債は全体の事業を考えてどの事業に適用させるのか考えていきたいと思っておりますという答弁です。

続いて合併時には基本的に合併特例債で両町にとって有利な事業展開をするということで、大きな事業に使っていくかとの思いがありましたが、年々細かい事業に使っていると、大きな事業のときに総額約80億円の合併特例債が使えなくなることはありませんかとの質疑があり、過疎債は平成21年度まで、合併特例債は平成27年度までですので、現在のところ過疎債を重点的に利用しておりますが、合併特例債は非常に有利な起債ですので、今後、合併特例債を充当できるような事業があれば利用していきたいと考えておりますとの答弁です。

次に歳出 136ページの公債費、142ページの地方債を含めて平成19年度の見込額が出てくると思いますが、3年計画や5年計画などの数値があって、それに対して今年度はどうか、前年度はどうかという見方はしていませんかとの質疑があり、公債費の残高は平成20年がピークになります。それで財政の計画なのですが、総合計画の実施計画と同じように来年度きちんとしたものをつくっていきたいと考えておりますという答弁です。

続いて地方債の146億円、19年度末の見込額132億円など、これが紀北町としてどう評価してよいのかどうかの質疑に対し、平成17年度末の県下の状況は公表されております。それによりますと標準財政規模というものがあまして、それに対する146億円の比率は、県下で一番悪いですとの答弁です。

続いて起債は、平成20年をピークとして平成21年以降は徐々に減っていくということですかの質疑があり、現在の7億円程度の借り入れですと、平成20年度を過ぎれば楽になっていきますという答弁です。

続いて「企画課」関係ですが、主な質疑としまして歳入32ページの県支出金、総務費補助金のうち、県との関係における平成19年度の新規事業は企画関係としては、この地域貢献促進事業だけなのか伺いますとの質疑があり、県で推進しております新しい公の考えに基づく活動団体に対する支援事業として、この地域貢献促進事業が平成18年度から行われていますが、平成19年度では町と県で共同して支援していきますが、町としては新規事業になりますとの答弁です。

次に35ページの県支出金ですが、電源立地地域交付金の電源立地とは水力発電のことではなかったのですか、また海山、紀伊長島のそれぞれの地域にかかる交付金の内訳はどうなっているのか説明願いますとの質疑があり、以前は水力発電施設周辺地域交付金と呼ばれておりましたが、平成15年の制度改正で電源立地地域対策交付金（水力枠）と改称されております。交付金額は旧長島分と海山分の合併前の交付額がそのまま引き継がれており、紀伊長島分が983万円、旧海山町分が450万円ですという答弁です。

続いて45ページの諸収入の雑入ですが、行政放送で広告を流すことについては問題があるという意見も町民のなかにはあります。広告の選定など適切に対応されると思いますが、広告主の意向が放送に影響を及ぼさないといったような心配もあります。108万円の広告収入はあっても慎重な対応が必要ではないですか、そのへんについての考えを伺いますとの質疑に対し、行政放送でありますので、放送法の基準以上に厳格な内容とし、特に慎重な形で進めていくということで、現在原案を作成中です。また当面は町内にお店のある業者の方に絞

って進めていきたいと考えておりますとの答弁です。

続いて46ページですが、紀北ふれあいネットワーク会員については、入るときに1回払うだけであったかどうか伺いますとの質疑があり、2年に1回の更新となっております、平成18年度が更新の年でありました。平成19年度は更新の年のはざまであり、途中加入10名を見込んで1万円計上しておりますとの答弁です。

次に歳出52ページです。総務費の文書広報費ですが、合併する前は広報みやまと、広報きいながしまそれぞれの町の印刷所を使っていたと思いますが、合併後はどうなっているのですかの質疑があり、合併後は紀北町内全域の印刷所を対象に入札を行っています。紀北町として1つの広報を出しますので、両区に分けて印刷を発注することは難しいと考えていますという答弁です。

続いて35ページの企画費ですが、高度情報化推進事業とはどのような事業なのか説明いただきたいとの質疑に対し、役場職員の情報共有、事務の効率化などを推進するシステムの保守料や、住民サービスにかかる総合住民情報システムなどを含む、専用回線の使用料でありますとの答弁です。

次に56ページ、同じく企画費ですが、地域貢献促進事業費補助金については、何団体に助成するのか決まっているのですかの質疑があり、何団体になるかは現在のところ決まっておりません。事業費が200万円で、県が19年度から実施する事業であり、2分の1負担することになります。まだ県から詳細については出てきていませんので、より有効的な形で実施できるように考えていきたいと思っておりますとの答弁です。

続いての質疑ですが、町を元気にする補助金で立ち上げを行い、立ち上げとしての成果があった団体に対し、さらに次年度につなげるため、その事業を拡大していくことが出てきたような場合、町はどのような支援をされるつもりかを伺いますとの質疑があり、答弁としましてこの町を元気にする補助金につきましては、団体を立ち上げたあと、次年度以降も拡大しながらやっていくという条件を付けております。平成18年度に補助しました4つの団体につきましても見守りながら、またできる範囲で支援をしていきながら取り組んでいきたいと思っております。

続きましてまちづくり推進総合事業の大学との連携によるまちづくりですが、何を目的に何年計画でどれぐらいやるのかということを含めておく必要があると思っておりますが、そのへんのことを説明していただきたいとの質疑に対し、大学との連携事業ですが、海山区の林業関係者を中心としたものづくり実行委員会と、東京芸術大学とが2年ほど前から事業されてお

り、町としてはこのような活動をまちづくりの1つのあり方として考え、芸術をまちづくりのなかへ生かしていきたいと考えております。この取り組みは2年や3年、あるいは何年かでやるものでなく、長く取り組んでいくことにより、町の人たちのなかに浸透していったら、これが町の力にもなり顔ともなっていくと考えております。何年間ということは今の時点で限定しておりません。19年度の取り組みでいかにまちづくりに結びつけていけるかということだと思っておりますとの答弁です。

次に石を使った芸術と大学連携と何か関連はあるのですかの質疑があり、大学連携とは関係ありませんとの答弁です。

続いて、まちを元気にする補助金で立ち上がった団体へ、次年度以降の支援としてこの地域貢献促進事業費補助金を絡めながらやっていくように補助金の使い方を県と検討できないのですか、町単独で支援していくことは今の財政状況から見て難しいと思うので、こういった県の補助金を絡めて有効利用を考えていけないかとの質疑に対し、平成18年度に立ち上がった団体が、今後さらに活発に活動していただくためにも、この地域貢献促進事業費補助金と、まちを元気にする補助金である地域活性化補助金を絡ませられるような良い方法を考えていきたいと思っておりますという答弁です。

次に同じく56ページのふれあいネットワークの会員は、高齢者が多いということですが、メルマガの活用など会員募集の方法や考え方を検討する必要があるのではないのですかの質疑に対し、現在、個人情報の扱いが難しく、会員を集めることが困難になっております。今後は現在の会員とともに紀北町出身者だけでなく、メルマガなども活用して広く会員を集め、この地域の活性化に結びつけていけるような形の事業を考えていきたいと思っておりますとの答弁でした。

次に「税務課」関係ですが、主な質疑としまして14ページですが、個人町民税が前年に比べ2億円増額になっている原因は、定率減税廃止によるものが大きいのではないのですかの質疑があり、2億円のうち約8,000万円は平成18年度の当初予算と決算見込額の差によるもので、定率減税廃止によるものは約2,300万円、税源移譲に伴う税率の変更によるものが、9,000万円ですとの答弁です。

次に19ページ、たばこ税の減額の原因はの質疑に対し、禁煙者の増加に伴う販売本数の減少によるものだという答弁です。

続いて「危機管理課」関係ですが、35ページの消防費補助金が昨年と比べ大きく減額となったことについて説明願いますとの質疑に対し、緊急地震対策促進事業費補助金につきました

ては、平成18年度で終わりであります。ただ、避難誘導標識等設置事業にかかる補助金につきましては平成19年度も引き続きありますので、予算を計上させていただきましたという答弁です。

次に 114ページの非常備消防費の質疑がありました出初め式のもちまきの件について、実態はどうでしたかの質疑があり、餅代は24万円ほどであり、消防団員互助会により支出されております。ただ、互助会の事業費は町の補助金と団員から徴収された互助会費が1つの通帳に入っていることから、今後は通帳を2つに分け、それぞれ管理するよう消防団のほうに早速お願いしましたとの答弁です。

次に 116ページの災害対策費のなかのモデル地区防災計画作成にかかる事業委託ですが、以前、紀伊長島区の重点密集市街地に指定されている地区を、三重大とNPO法人が共同で研究し、まとめた資料があります。これを基本にしないとモデル地区にならない場合も出てくると思うので、そのところを把握しているのかという点と、密集地域における防災対策について計画があるのかどうかお聞きしますとの質疑に対し、モデル地区防災計画につきましては、今のところ三重大の先生との共同研究を考えており、2地区程度の地区をモデルにして地区にあった防災計画を作成するものです。

モデルとなった地区の方に地域の課題や地域防災のあり方等を示していただき、その地域にあった防災計画のモデルをつくり、それをモデルとして各地区に広げていくものでありますとの答弁でした。

続いてこのことについては、三重県が2年ほど前に行っていて、長島区の密集地域についてはすでに三重大が資料を持っています。今回お願いする三重大の先生もそのときのスタッフに入っていると思いますので、そのところの連携をとりながら進めていただきたいとありますが、資料等も確認し、進めていきたいと思いますという答弁です。

次に 117ページの災害対策費の地震津波災害避難路等整備事業の施工場所と工法について説明願いますとの質疑があり、工事請負費の内訳としましては中ノ島の避難階段が1,650万円、白浦の避難階段の整備工事が90万円、避難所の誘導標識30ヵ所分として390万円、他の避難路等の修繕費が50万円であります。中ノ島の避難階段の設置場所については、鏡神社横の公園の一部から山に上がり、上の道路につなげる計画をしており、幅2mの鉄骨の階段が公園から上に約20m、山の中は幅2mの階段を約35m、全延長が55mとなり、江の浦大橋の手前の道路につなげますとの答弁です。

続いて、お年寄りの方が楽に上がれるような設計にしていきたいとの要望がありまし

て、できるだけそのようにさせていただきますという答弁です。

同じく 117ページの自主防災組織対策事業についてですが、現在、自主防災と自治会等の連携がとれていないように思われますが、どうですかの質疑があり、答弁ですが、自主防災会員は全区民が対象という認識でおります。またそのところを徹底的に周知してほしいという意見も伺っております。自治会員のなかには自主防災の会員ではないという方も見受けられ、そうではないですよということを、これからも周知していかなければならないと思っています。

予算につきましては、予算の範囲内で各地区の防災会に必要なものを買っていただくものでございます。

同じく 117ページの防災訓練執行費についてですが、自主防災会が防災訓練の指導権をとっていくのなら、事前に自主防災会とよく詰めて会議のうえで防災担当者が中心となって指導し、自主防災会の意識を高めていただき、防災訓練を実施してほしいと思いますとの質疑に対し、そのようにさせていただきます。会議のときには十分周知していきたいと思っていますとの答弁でした。

議案第45号 平成19年度紀北町一般会計予算の当委員会の所管部分について、討論なく、採決により賛成多数。

原案どおり可とすることに決定しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の報告を終わります。

議長

次に、教育民生常任委員長 入江康仁君。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

20番 東清剛君。

20番 東清剛議員

今のサイレンが鳴っていますけれども、火事で、なにか報告があるとしたら、お願いしたい。

議長

わかりますか。中場危機管理課長。

中場幹危機管理課長

今の消防車の出動について、ご連絡をさせていただきます。

海山区新田の民家で火災が発生ということで消防車が出ております。まだ詳細にはわかっておりません。以上です。

議長

入江委員長、よろしいですか。

お願いいたします。

(テープ録音機の故障)

議長

ここで暫時休憩いたします。

(午前 10時 42分)

議長

それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 00分)

議長

ただいまの入江教育民生常任委員長の報告を最初から行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

それでは入江教育民生常任委員長、よろしくお願いいたします。

教育民生常任委員長 入江康仁議員

それでは今期定例会において教育民生常任委員会に付託されました案件について、去る3

月14日、午前9時30分から委員会を開催し、全委員出席のもとで審査を行いました。その審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

まず議案第11号 紀北町災害援護資金償還事業基金条例についてでございます。

課長から内容説明をいただいて質疑に入りました。

そのなかで平成16年度災害の借入金返済が始まるが、何人ぐらいの方が受けて、総額はいくらになりますかという質疑に対しまして、答弁といたしましては海山区では293件、金額は4億1,100万円です。紀伊長島区では16件、2,210万円です。合計309件の4億3,310万円という答弁でございました。

続いて半年分ずつ基金に積み立て県に返済すると聞いたが、徴収の方法についてはどうなるのでしょうかという質疑に対しまして、予算が通れば振り込みできる方については銀行振込でお願いしたいと思っておりますという答弁でございました。

また、返済についてのお知らせは高齢者の方も多いたと思いますが、どのように検討されていますかという質疑に対しまして、事前にお知らせということで口座振替する方も含めて通知を送るだけでなく、説明して対応していきたいと思っておりますという答弁でございました。

以上で質疑を終わり、討論に入り、討論なし、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案どおり可とすることに決定いたしました。

続きまして議案第22号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

担当課長より説明を受け、質疑に入りました。

質疑といたしまして地方税法の一部改正に伴い、国民健康保険料の最高賦課限度額、年間53万円が56万円に引き上げられるとありますが、その地方税法との関係を詳しく説明してもらいたい。またどれぐらいの基準の人が影響を受けるのか、また何パーセントぐらいの人が影響を受けるのかという質疑に対しまして、答弁といたしまして年間の国民健康保険料賦課限度額が53万円から56万円に引き上げられるのは、国民健康保険施行令の改正によるため、地方税法は関係ありません。

地方税法との関連は、地方税法の一部改正により、条項が繰り下がったため、そのため国民健康保険条例における地方税法の条項も繰り下げるものであります。19年度の保険料の試算については102世帯の方が53万円オーバーしています。仮にこれらの世帯の方が、すべて56万円になりますと、約300万円保険料が増えることになるといいますという答弁でございました。

以上で、質疑を打ち切り、討論に入り、討論なし。

賛成多数によって、本案は可とすることに決定いたしました。

続きまして議案第26号 紀北町郷土資料館条例の一部を改正する条例でございます。

担当課長より説明を受けまして、質疑に入り、質疑なし、討論に入り、討論なし。

採決に入りまして全員賛成、よって本案は可とすることに決定いたしました。

続きまして議案第35号 荷坂やすらぎ苑組合規約の変更に関する協議についてでございます。

説明を受けまして、質疑といたしまして本会議でも説明を受けましたが、負担割合について再度説明していただきたいという質疑に対しまして、答弁といたしまして負担割合につきましては用地費は旧紀伊長島町、旧大内山村で購入したものであり、それぞれ10割負担であります。建設時の起債にかかる約3億7,000万円と維持管理費は半分はそれぞれ25%の平等割として、残りの半分につきましては、利用割合により負担とするというものであります。全体の割合は平成19年度は紀北町が約65%、大紀町が約35%負担となりますという答弁でございました。

次に紀北町の負担が減るということですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして19年度予算で負担割合の見直し前と比較いたしますと、約620万円の減額となっておりますという答弁でございました。

以上で質疑を打ち切り、討論に入り、討論なし。

採決に入り、全員賛成、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

続きまして議案第39号 平成18年度紀北町一般会計補正予算（第3号）の「住民課」部分に対する質疑に入りました。課長から説明を受け質疑に入り、紀北町の集会所建設について坪単価65万円で、建坪35坪は平均的なものなのか、今回特別な災害関連で下地と鯨が建てられることになったが、今後ほかの各地域からの集会所建設の要望があった場合には、緊迫した予算のなかでどのように進めていくのかという質疑に対しまして、答弁といたしまして坪単価65万円につきましては、これまでの平均的な単価ということです。今後の集会所建設としましては、海山区では河内、紀伊長島区では中ノ島、中洲、横町、加田、田山と要望が出ております。

今回、合併関連の特別な補助金で下地、鯨の2カ所の予算計上ができました。担当としましては、どの集会所も早急に対処したいが、財政事情もあります、しっかりとプランを立てて検討していきたいと考えておりますという答弁でございました。

また、現在の下地集会所と鯨集会所はいつごろ建てられたのかという質疑に対しまして、

下地集会所は大正時代と聞いてます。鯨集会所につきましては昭和46年の建設ですという答弁でございました。

また、建物建設以外の付帯工事の予算の内訳はどうか、また高齢者が多くなってきているなか、バリアフリーの対策はできるのかという質疑に対しまして、解体費が300万円の2カ所、用地造成費が200万円の2カ所ですと、またバリアフリーにつきましては、これから地元や技師に相談していきたいという答弁でございました。

また、鯨集会所はどのぐらい屋敷を嵩上げするのか、浸水すると聞いているという質疑に対しまして、答弁といたしまして約60cm程度と聞いてます。また地区から前の道も低いので道の嵩上げも要望が出ていますという答弁でございました。

住民課部分の質疑をこれで打ち切りました。

続いて同じく議案39号 平成18年度紀北町一般会計補正予算（第3号）の「福祉保健課」部分についての質疑に入りました。

そのなかで障害者のなかで減額になったのは、自立支援法で1割負担となったところが影響しているのが大きな原因となっているのですか。また保育関係も精算した差額の原因は何なのかという質疑に対しまして、答弁といたしまして支援費関係の主な要因は1割負担とは別に、9月補正で桃朋園ができ、そこに入所される方の補正をさせてもらったが、見込みより実際に入所された方が少なかったため、その部分が主な要因です。

また、保育所につきましては階層区分により、金額にバラツキがあり、そういったことを精査した関係で当初見積もっていた金額より減額になりましたという答弁でございました。

次に質疑ですね、配食サービスで当初予算では2,400万円で約500万円の2割程度減となったが、その要因はということが考えられますかという質疑に入りまして、答弁といたしまして予定している120食のうち、配食サービスを受けている家庭から中止する場合、事前に報告をもらう場合もあり、必ずしも申し込んでいる方がすべて取っているとは限らない状況もあり、そういった関係の減もありますという答弁でございました。

以上で福祉保健課部分について質疑を終わりました。

続きまして同じく議案第39号 平成18年度紀北町一般会計補正予算（第3号）「環境管理課」部分について質疑を行いました。

担当課長より説明をいただいて、質疑といたしましてですね、歳入27ページの物品売払収入が300万円増額補正となった要因はなんですかという質疑に対しまして、要因といたしましては入札を実施し、そのなかで鉄関係の価格が上がっていることが要因と考えられますと

いう答弁でございました。

また、アルミ缶に力を入れているのですか、またスチール価格も値上がりしているのですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして5、6年前との比較になりますが、約3割以上上がっていると思われているという答弁でございます。

以上で環境管理課部分の質疑を終わりました。

続きまして同じく議案第39号 平成18年度紀北町一般会計補正予算（第3号）の「教育委員会」に関する部分についての質疑に入りました。

担当課長より説明をいただき、質疑に入りました。

質疑といたしまして、36ページ、合併まちづくり推進費、学校施設、文教施設、紀北町の施設がそれぞれみな耐震の調査を終えているのですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして耐震診断についてこれですべて出揃いましたという答弁でございました。

以上で平成18年度紀北町一般会計補正予算（第3号）についての質疑をすべて打ち切り、討論に入り、討論なし、採決に入り全員賛成。

よって、本案は当委員会関係部分について可とすることに決定いたしました。

続きまして議案第40号 平成18年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

質疑に入り、質疑なし、討論に入り、討論なし、全員賛成。

よって、本案は可とすることに決定いたしました。

続きまして議案第41号 平成18年度紀北町老人保健特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

質疑に入り、質疑なし、討論に入り、討論なし、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は可とすることに決定いたしました。

続きまして議案第43号 平成18年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についての質疑でございます。

担当課長より説明をいただき、質疑に入り、質疑なし、討論に入り、討論なし、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案どおり可とすることに決定いたしました。

続きまして議案第45号 平成19年度紀北町一般会計予算の「住民課」部分についての質疑に入りました。

課長より説明をいただき、歳入に関してはページの28、29、30、33、36、37、40の関係部

分、歳出に関してはページ51、54、56、58、60、62、67、69、71、74、76の関係部分について質疑をいたしました。

質疑といたしまして、無料法律相談として75万 6,000円の予算計上があるが、利用実績の報告をお願いしたい。次に一人親家庭等医療費助成事業について 1,201万 7,000円あるが、予想件数はどうなのかという質疑がございました。

答弁といたしまして、18年度は海山区の1回を残しまして、両区で130件の相談を受けましたということでございます。また一人親家庭等医療費助成事業につきましても、件数で見込むのではなく、18年度実績見込額の伸び率1.06倍を見込みました。扶助費については、1,100万円となりました。ほかの証明書料、郵送料101万7,000円、合計で1,201万7,000円の予算となりましたという答弁でございます。

続いて無料法律相談は1回、5、6件ほどになるが、話を聞くと専門家であるので端的に話されると思うが、住民の方からもう少し丁寧に対応してもらいたいという声があるので、その点検討していただきたいという質疑に対しまして、答弁といたしまして相談にみえる方にそれとなくどうでしたかと声をかけ、情報を収集しているので、町として言えることがあれば弁護士にお話ししたいと、こういう答弁でございました。

また、自衛官募集事務について、20歳前後になると熊野の自衛隊事務所から勧誘のハガキが届くが、紀北町からも情報を提供しているということはないのか、どこで調べるのかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、自衛官募集にかかわることについては、募集事務所からの依頼により4情報の氏名、住所、生年月日、性別について報告していますという答弁でございました。

また、自衛官募集の4情報の提供は法律的に決まっているのか、確認お願いしますという質疑に対しまして、根拠として自衛隊法施行令等により都道府県知事、市町村長は自衛官募集に関する広報事務を行うこととするとありまして、この一環として4情報を提供していますと、こういう答弁でございました。

また、法律に基づいて情報を提供すると言われるが、紀北町としては情報提供はできないとか、意思表示の考えはないのかと、こういう質疑に対しまして、答弁といたしまして、今のところこの法律に基づいて処理、提供していくという答弁でございました。

以上で住民課に対する質疑を終わりました。

続いて議案第45号 平成19年度紀北町一般会計予算「福祉保健課」部分についての質疑を行いました。

担当課長から説明を行って、質疑に入り、質疑といたしましては配食サービス事業個人負担金の予算 900万円は個人負担金 300円で、約 3 万 2,000件として計上したということで理解して良いのかという、こういう質疑に対しまして、答弁といたしまして、配食サービスの個人負担金は18年度 300円で実施していたが、19年度は1食 400円に値上げする予定で、100円値上げした計算で 958万 5,000円計上しておりますという答弁でございました。

次にですね、41ページの災害援護資金貸付金返還金で、今年度から何名の方の返還の見込みをしているのか、未納者などの対応についてはどうですかという質疑がございました。答弁といたしまして、返還については皆さんから全額返していただくということで予算を組まさせてもらいました。実際には未納者は出ると思いますが、今回の予算については全額償還予定で計上させていただきました。19年度に入ってくる額を 2,747万 7,000円計上しましたという答弁でございました。

また、未納者が出てくればどのような対応をしていくのか、また亡くなった場合はどうなっていくのかという質疑に対しまして、なるべく未納者が出ないような形で努力をしていきたいと考えていますが、規則にもあるように償還期限を延ばしてもらうとか、何らかの形で納めてもらうようにしたい。また亡くなった方々については相続される方や保証人になってみえる方もおり、そういった方に話をしなければならないと思います。またケースにより違いがそれぞれありますので、個別で対応させていただきたいと思いますという答弁でございました。

続きまして71ページの配食サービス事業で、18年度に比べ事業費が減となっている要因は人数的なものもある程度下げたの予算ですか、また個人負担金は昨年度までの紀伊長島区は 400円で、海山区は 300円で、今回統一するのですかという質疑です。また月曜日から金曜日までの対応ということですか、祝日は配達されているということでしょうかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、個人負担金については長島区も海山区も18年度は 300円でした。今年から 400円に上げる予定です。また月曜日から金曜日までとし、祝祭日は配らない予定です。金額が減額となった要因として、去年の9月までは海山区は毎日型で行っていた関係と1日 120食で予算計上していましたが、今年は実績見込みにあわせて 100食で予算計上いたしましたという答弁でございました。

また、次の質疑といたしましてページ67、68の戦没者追悼式の式典と、高齢者福祉大会について、今年度の事業の行い方を聞かせてください。また高齢者と老人の使い分けについて聞かせてほしいという質疑がありました。答弁といたしまして、戦没者追悼式につきましては、

今年も紀北町1ヵ所で行う予定であります。場所については決まっています。検討中であり、また遺族会とも相談のうえで決めていきたいと考えていますという答弁でございました。

次に高齢者福祉大会であります。会場の関係で18年度は式典だけさせていただきました。老人の方が楽しみにしているのは、芸能などではないかと思っておりますので、秋の芸能大会をそれぞれ紀伊長島区、海山区で実施させていただきます。19年度は実施主体の社会福祉協議会とも相談し、方法について検討していきたいと思っておりますとの答弁でございました。また老人と高齢者の使い分けとして、高齢者福祉大会については高齢者として老人クラブとして、また老人クラブ補助金等については、補助金の名称が老人クラブ補助金となっておりますので、老人と使っていますという答弁でございました。

また、次に高齢者福祉大会の予算の組み方について、まだ決めてないとなると予算の組み替えもあるのかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、式典を中心に行う場合は、会場の関係や来賓者のこともあり、1ヵ所で行っていますが、それぞれの会場で行う場合は、来賓の方も2回出ていただくことになると思っております。実施の方法については社会福祉協議会、老人クラブの皆さんとも相談し、決めていきたいと考えておりますという答弁でございました。

続きまして配食サービスで海山区での土曜日、日曜日のサービスはなくなったこと、また今回個人負担が300円から400円に変わるが、高齢者は本当に満足しての提案ですかという質疑に対しまして、配食サービスの1食当たり650円の内訳は、500円ぐらいは弁当代で、あとの150円ぐらいは配達にかかる分と試算しております。また県の補助金がなくなったのも大きな要因であります。また月曜日から金曜日まで実施しているところも県下でほとんどなく、紀北町だけとなっておりますという答弁でございました。

次に質疑で、自分たちの誇りに思っていた制度であり、財政難のときでも守っていただきたい。是非400円になったのなら中身のほうも充実させていただきたいという質疑に対しまして、答弁といたしまして、介護保険法ができ、自分で食事をつくるのも認知症予防になり、介護ヘルパーも利用して自分で元気を保つのもひとつの考えだと思っております。できればいろいろこちらも勉強して行っていきたいと考えておりますという答弁でございました。

続きまして71ページの老人福祉センター維持管理経費の施設管理委託料の34万9,000円の内訳を教えてくださいという質疑に対しまして、清掃業務管理委託料と電気保安協会の管理委託料ですという答弁でございました。

また、清掃業務の委託料はいくらですか、委託でなければできない業務内容ですかという質疑がございまして、答弁といたしまして、20万7,244円です。また老人福祉センターの周りは自分たちで掃除を行っていますが、委託で頼まなければならないところだけ行っており、主にトイレの清掃を週1回やってもらっていますという答弁でございました。

続きまして、ひのきの会は県の予算と、市と町で行っているとのことで、また瑠璃ヶ浜は社会福祉協議会へ運営をお願いしていますが、入ってくるのは全部補助金だと思うのですが、この先どのように運営していくべきであるのか、どう考えておられますかという質疑に対しまして、瑠璃ヶ浜については現在広域行政のほうで運営されています。ひのきの会については設立当時、補助金があった経緯を聞いていますが、どうしても必要な施設でありますので、運営については検討させてもらっているところです。また特に自立支援法に基づいた施設に変えていくことになると、いろいろなことが出てきますので、今、関係者と協議をしているところですという答弁でございました。

また次にですね、74ページ、児童公園の遊具設置の関係で、今後メンテナンスのことは自治会が行っていくのですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、自治会のほうで管理運営してもらうことで、今回助成を受けることで話はさせていただきました。またこれまで海山区は児童公園については社会福祉協議会で点検等をしてもらっていますという答弁でございました。

次に69ページのひのきの会で18年度当初より、150万円ほど予算を増やしていると思いますが、トイレ改修は含まれているのですかという質疑がありまして、答弁といたしましては今回補助金が上がったのは、以前はBランクで基準額のとおり補助金を出していました。今回Cランクに1ランク上がり、ランクが上がったことによるものであります。そのなかで職員関係の人件費などが主になってくると思います。またトイレなどの改修については、今、県のほうから緊急的な措置として交付金の要望箇所の調査がきていますので、事業所の職員と相談しながら考えていきたいと思っていますという答弁でございました。

以上で福祉関係に関する部分の質疑を打ち切りました。

続きまして同じく議案第45号 平成19年度紀北町一般会計予算の「環境管理課」部分についての質疑を行いました。

担当課長から説明を受け、質疑に入りました。

歳入26ページ、一般廃棄物処理施設使用料のなかに、ごみ有料化の予算も含まれているのかの質疑がありまして、答弁といたしまして、事業者の施設使用料であり、ごみ有料化の予

算は含まれておりませんという答弁でございました。

続きまして歳入の33ページ、県補助金の説明のなかで、紀伊長島リサイクルセンター分とありましたが、海山リサイクルセンター分は終了しているのですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、海山リサイクルセンターにかかわる県補助金は、建設時の平成9年度と10年度に8,776万1,000円の県補助金があり、紀伊長島リサイクルセンター分は建設時にはなく、起債の償還金に対して8年間で約1億2,000万円の補助金となっておりますという答弁でございました。

次に歳出の83ページで、ごみ収集事業の備品購入費は何台分ですかという質疑でございました。紀伊長島区に配備を予定します。ごみ収集車1台の予算でありますという答弁でございました。

次に歳出81ページの災害対策及び環境調査事業と、町内消毒事業について説明くださいという質疑がございました。答弁といたしまして、公害対策及び環境調査事業の内容であります。海山区は銚子川上流の水質と大気、和具の浜、河川、排水路等の水質調査を、紀伊長島区は海水浴場、河川、海域の水質調査を予定しております。町内消毒事業は消毒薬の購入及び消毒機の修繕の予算でございますと、こういう答弁でございました。

次にですね、民間の施設が上流にあり、施設も古くなってくることから、町長が言われている安全安心のために調査の回数は減らすべきではないという質疑に対しまして、県としてもそれぞれ調査を実施しており、町も継続してやっています。施設は結果を県に報告する義務があり、結果を確認できます。これまで異常値が出ていないので少し減らしましたという答弁でございました。

続いてですねリサイクルセンターの修繕費が6,000万円であり、前年より減っているのはいいのか、またFDFの運搬は紀伊長島区、焼却灰は海山区分がいいのか、RDF1人単価の値上げに伴い増額はいくらかという質疑に対しまして、修繕費は6,000万円で、前年度と比較いたしますと、約1,000万円の減額となっておりますが、財政的なこともあり6,000万円となりました。18年度におきましては3月補正後に9,500万円を超えております。故障も多くなりました。年次点検による予算は計上しておりますが、突発的な修繕については今後補正予算をお願いすることになります。RDF1人単価につきましては3,790円から5,058円となり、18年度から遡って適用され、420万円の増額となっております。RDFの運搬委託は紀伊長島区のみであり、海山区は直営で行っております。焼却灰処理は燃焼を行っている海山区分のみですという答弁でございました。

次にですね、歳出82ページ、ISO14001の内部環境監査の有資格者は何名必要か、また今後どのように進めていくのか説明してくださいという質疑がございました。答弁といたしまして、認証は返上するが、取り組みは継続してまいります。内部環境調査を実施するため、調査員を養成する必要がありますが、人数の規定はありません。また外部への委託につきましては身内同士では甘くなることもあると思われ、また公正を保つ目的もございませうという答弁でございました。

次に内部環境監査は各々が監査するのかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、内部環境監査は年に1回監査チームをつくり実施しており、今年は19年2月に実施いたしましたという答弁でございました。

続きまして廃食用油の年間収集量と精製量はどうかという質疑に対しまして、答弁といたしまして17年度の実績といたしまして、両区あわせて収集量が26kl、精製量が21klであります。海山区はごみ収集車に、紀伊長島区は資源ごみ収集車等に使用しているという答弁でございます。

また、1ℓ当たりの精製費用はいくらになりますかという質疑に対しまして、答弁といたしまして人件費と機器購入費を除くコストは、1ℓに当たり約66円という答弁でございました。

(テープ録音機の故障)

議長

自席にて暫時休憩いたします。

(午前 11時 43分)

議長

それでは、休憩前に引き続き報告をお願いいたします。

教育民生常任委員長 入江康仁議員

それでは、引き続き報告をさせていただきます。

次にですね、歳出84ページ、資源ごみリサイクル促進事業で資源ごみステーションの設置

の工事費があるが、場所は決まっていますのかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、海山区の矢口浦、汐見地区から要望がありますので、可能ならば2カ所に設置したいと考えておりますという答弁でございました。

また、町内の消毒を実施していますが、害はないのですかという質疑に対しまして、以前、紀伊長島区は消毒性の強いものを、また、海山区は押さえたものを使用していましたが、今は海山区の薬品に統一しておりますという答弁でございました。また、害はないということですかということで、特に害はないという答弁でございました。

次に、施設について、処理能力等に危機感があり、また抜本的な改革が必要である。直接、生活にかかわることなので財政が厳しい状況であります、優先順位について町長に訴えていく必要がある。課長の考えをお聞かせくださいという質疑の中で、答弁といたしまして、具体的なもの、確定したものはございません。許可業者において、施設への投入量を協力していただいております、清掃関係の組合からも、処理能力が少し劣っていると指摘を受けております。現在、公式の場で説明できる状況ではありませんが、できるだけ費用のかからない範囲でスムーズに処理できるようにやっていきたいと考えておりますという答弁でございました。

以上で環境管理課部分についての質疑を打ち切りました。

続きまして同じく議案第45号 平成19年度紀北町一般会計予算「教育委員会」部分についての質疑に入りました。

担当課長より説明を受け、質疑に入り、質疑といたしまして、歳入26ページの6目、土木使用料の都市公園使用料10万 2,000円のうち、赤羽公園使用料が1ヵ月当たり 6,500円で、1年分7万 8,000円が入っているとの説明だったが、ほかには何があるのですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして赤羽公園使用料の7万 8,000円のほかは、建設課管理で公園内の電柱等の占用料があり、財政で集計されていますという答弁でございました。

また、今はグラウンドとか夜間照明で団体の負担や使用料は払っていないのですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、団体に限らずどなたからも夜間照明施設使用料をいただくとのことですという答弁でございました。

また、未納はないのですかという質疑に対しまして、コインを買っていただいておりますので、未納はございませんという答弁でございました。

次に27ページ、7目、学校使用料ですが、79万 2,000円の内訳として船津の教員住宅使用料1ヵ月1万円が12ヵ月で1戸当たり12万円ということですが、これは家賃と違うのですか

という質疑に対しまして、答弁といたしまして、教員住宅の使用料は家賃としていただいております。船津、潮南、西小学校、井ノ島に教員の方が入っていますという答弁でございました。

次に月々1万円の家賃ですが、住宅の大きさとか3LDKとか、広さはどれぐらいありますか。家賃1万円というとすごく質素に思いますが、どうですかという質疑に対しまして、手元に間取りの資料がございませんが、広さはとして33.96㎡、約10坪ですという答弁でございました。

続きまして長島の公民館と海山の公民館では賃金の出し方の形態が違う、雇用の形態が違うということですね。今後、形態はどのようにしていくのですか、何らか考えていくのですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、教育委員会としましては、今回は図書館司書が同じような業務であるのに別な形態は理解されにくいので賃金に揃えていただきました。賃金に揃えていただいた気持ちがありますが、財政的な事情もありまして理事者の判断するところでありますという答弁でございました。

また、今のことに関連しまして本会議のなかで、委員長が給食調理員さんのことで、海山は臨時職員センター方式でやってまして、長島は自校方式の委託でやっているという、またこの差額はあってどのように調整していくのか質問があったと思うのですが、それに対して答弁が正確に聞き取れなかった。もう一度お願いしますという質疑がございました。

答弁といたしまして、教育委員会といたしましては、働く職員が同じ勤務条件なら同じ待遇を保障していかないと、どちらかが不公平を感じると、また業務に対して意欲も士気もあがらないし、好ましい状態ではないので、あわせていただきたいと思います。職員が気持ちよく働くための条件は、可能な限り整えてあげたいと思いますが、財政的な調整が必要になります。そういう意味で今年のところは少しでも紀伊長島区の低い部分を調整していただいたということですという答弁でございました。

次に給食に関しては理解できますが、用務員さんのほうもそうしたら当然調整されるのでしょうかという質疑がございまして、答弁といたしましては、用務員につきましても長島では230日の勤務日数で、日当5,800円でした。海山では一般的な臨時職員と同じような計算で、勤務日数245日プラス40日の割り増し賃金が付いております。紀伊長島区の用務員は、230日ぎりぎり必要最低限勤務してもらうことにして委託していると、それに対応する、6,700円と5,800円で900円の差がありますが、20日の諸経費をみていただくということで、出た日の1日当たりの取り分としては6,300円ぐらいになっておりますという答弁でござい

ました。

また、用務員さんも大体日数で 5,800円のところ、調理員と同じような考えで手当して理解してよろしいですかという質疑に対しまして、委託ですので、日当を引き上げるわけにはいかないということから、これを諸経費としてその分を上積みさせていただいておりますという答弁でございました。

続いてですね 178ページ、演劇演奏会、講演会等委託料 270万円、これは中央公民館で行っている事業ですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして中央公民館もそうですが、東長島公民館の分も入っておりますという答弁でございました。

また、以前ですが、ここでコンサートとかやったときに、前日から入場券を求めて並んでやったこともあり、人気のあった歌手とかグループとか来ていたのですが、入場料を少し高めにも負担してでも個人的に見たいとかあると思います。希望のある方は審議会の委員もみえていると思いますが、これからも人気のある歌手などを呼んでもらいたいという質疑に対しまして、答弁といたしまして、財政事情の良かったころは 800万円の予算が付いていた時期もあり、大変盛況な頃もありましたが、年々切り下げられています。そのなかでプールして入場料を少し余分に負担していただいても、人気のある芸能人を呼べるように検討させていただきますという答弁でございました。

以上で、平成19年度紀北町一般会計予算の当委員会に寄せられた質疑を打ち切り、討論に入りました。

討論に入り、反対討論がございまして、近澤副委員長から緊縮財政のなかで弱い人を守るという立場で配食サービスの値上げとか、健康保健の検診の値上げ、環境におきましても予算の縮小など、住民にとって大切なものが削られている。そういう観点で今年度の当常任委員会に付託された一般会計について反対いたしますという、反対討論でございました。

続いて採決に入り、賛成多数。

よって、本案は当委員会関係部分について、原案どおり可とすることに決定いたしました。

続きまして議案第46号 平成19年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算についてでございます。

質疑で、一般被保険者の保険料が前年度比の 4%減となっているが、その理由は。あと積み立て基金の残高と被保険者数、世帯数という質疑のなかで、答弁といたしまして一般被保険者の減は、被保険者世帯数、人数が減ってきていることが原因であると考えます。ただ、保険料の計算方式は 4 方式の所得割、資産割、均等割、平等割であり、加入喪失等の出入り

もあるので簡単には言えないが、加入者の減が大きいと思われますと。また基金残については19年度当初見込みで2億7,488万8,000円、今回の当初予算で5,038万3,000円取り崩し、残りは1億5,710万5,000円ほどとなります。国保加入世帯数でございますが、19年1月末で5,242世帯、被保険者数は9,465人という答弁でございました。

以上で質疑を打ち切り、討論に入り、反対討論といたしまして、近澤副委員長から積立基金を1億円取り崩せば保険料は下げられる。5,242世帯で1万9,000円ぐらい減額が可能となる。以上の理由で反対するという反対討論でございました。

討論を打ち切り、採決に入り、賛成多数、よって本案を可とすることに決定いたしました。

続きまして議案第47号 平成19年度紀北町老人保健特別会計予算に入りまして、質疑なし、討論に入り、討論なし、採決に入り全員賛成、よって本案を可とすることに決定いたしました。

最後に議案第49号 平成19年度紀北町介護サービス事業特別会計予算に入りまして、質疑といたしまして、9ページの市町村職員互助会負担金の31万1,000円を計上されていますが、その内容についてお伺いしますという質疑がございました。答弁といたしましては、この市町村職員互助会負担金につきましては、総務課のほうで一括して管理してもらっている金額であり、内容については詳しくわかりませんが、職員互助会関係の負担金でありますという答弁でございました。

以上で質疑を打ち切り、討論に入り、討論なし。

採決に入り、全員賛成、よって本案は原案どおり可とすることに決定いたしました。

以上で、今定例会教育民生常任委員会での付託されました議案の質疑の報告を終わります。

議長

ここで暫時休憩いたします。

1時より再開いたします。

(午後 0時 02分)

議長

それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

議長

次に、産業建設常任委員長 北村博司君の報告を求めます。

産業建設常任委員長 北村博司議員

それでは本会議から付託をされました9つの案件につきまして、3月14日、産業建設常任委員会を開催し、審査をいたしました。その結果についてご報告申し上げます。

最初に結論を申し上げますと、議案第36号から議案第50号にいたる9件については、全議案原案どおり可とすることに決定いたしております。

それでは詳細な審査記録についてご報告を申し上げます。

まず議案第36号 東紀州農業共済事務組規約の変更に関する協議について議題にいたしました。

委員は委員長以下全員が出席いたしております。

質疑、討論なく、全員賛成によって可とすることに決定いたしております。

続きまして議案第37号 紀北町地域産物展示販売施設の指定管理者の指定についてを議題といたしております。

質疑、答弁の要点をご報告申し上げます。

まず、指定の期間を9月30日までと期限を切った基本的な考え方についての質疑がございました。これに対し、担当課長からこの3月までに交渉が成立しなかったため、9月30日まで契約期間を延長したという考えであるということ。

委員のほうからさらに、それでは契約に関して言えば不履行ということになるのではないかというお尋ねがございました。これに対して、交渉が成立していて、これ高速道路の関係の交渉という意味でございますけれども、交渉が成立していても、その後、国土交通省が工事にかかるまでは業者との話し合いでその後も営業していく予定でしたけれども、指定管理者としては3月末で終了する予定であったと。

さらに今回6ヵ月間延長する議案であるが、契約が切れることに関して何らかの措置がな

されるのかという質疑がございました。これに対して、契約が成立しなかったからといって、この時点で指定管理契約を打ち切るとなると、業者が移転補償をもらえないことになる。業者が移転補償をもらえるような措置をとるためであるということでございます。

委員のほうから、さらに業者は移転補償、町としては同等の施設を建てないと説明していたが、そのあたりはどこらへんまで交渉が進んでいるのかと、国土交通省と業者の間で交渉が進んでいるのかという質疑に対して、担当課長からは町としては現時点では新たな施設は建てないけれども、今後の状況を見て検討したいということだと、町が受け取るのも移転補償であるということでございます。

この答弁に対して委員のほうから、町の方針としては施設は廃止すると明言しているのではないかと、今は建てないが今後検討するという先ほどの課長の答弁に対するそういう理解はしていないと、こういうお尋ねがございました。担当課長は、この施設は廃止するけれども、今後高速道路が開通した後の状況によって検討していきたいと考えていますということでもございました。

この点に関して別の委員からは、9月30日を過ぎればお魚らんどとしての営業が継続するというのではないのかということでもございますけれども、これに対して、お魚らんどの営業形態では廃止補償は受け取れない。移転補償となりますというふうに国交省から聞いているということでもございます。

この議論に対し、委員のほうからは町としては住民の応援をするのはいいけれども、営業権の中身にまで深入りすることはいかななものかと、ある程度距離を置くことも大事だと思う。国交省と業者との二者の交渉には深入りしないほうがいいという指摘がございました。担当課長からは、あくまでも交渉は国交省と業者との二者のあいだであると認識しているという確認がございました。

さらにこの先、例えば高速道路のサービスエリアで営業できたとして、町がそれに携わるのかどうかという点についての考え方が出ました。質疑が出ました。これに対して課長のほうからは、新たに施設を設けるとなると指定管理者の問題であり、公募により業者を選定することになるということでもございます。

この点についてさらに委員のほうからは、現時点では3人の業者が3者が営業していて、継続して営業してもらいたいという考えがあると思うが、新たに個々に営業場所を探してとなるとなかなか難しい。町としてはっきりと方向を示す必要があるということに対して、課長のほうからは、町の方針としては施設を廃止するというところで固まっているというお答え

がございました。

これに関して施設廃止となると補助金適化法、適正化法ですね、との関係はどうなるのかということでお尋ねがございまして、課長のほうからは、用地交渉が成立したあと、国へ補助金を返還すると、その金額ですけれども、返還額としては約 1,200万円、建設時の受け入れた補助金総額は 6,300万円です。現在残っている 1,200万円を返還しなければいけないということでございます。

この契約の延長についてですね、随意契約になっておりますけれども、条例上問題がないかという発言がございました。これに対して課長のほうからは、随意契約にした理由については契約相手を変えると、今の業者が移転補償の対象外になってしまうからですと、条例上は問題ありませんというお答えでございました。

この点について、用地交渉の解決の見通しについて質疑がございました。9月30日までに解決する見通しですか、あるいは地域協議会からの意見書によるとお魚らんの今後に残してほしいという要望が出ているというご発言がございました。これについて担当課長のほうからは、相手のあることですが、これまで14回の交渉を行っており、9月までの契約成立に向かって努力をしていきたいというお答えがございました。

以上の質疑を終了し、賛成討論が岩見雅夫委員からございました。議案は指定管理者の指定に関することで、契約の延長で随意契約ということですが、延長期間中に成果を見出すよう話し合いを進めてほしいという賛成討論がございました。

全員賛成によって、原案を可とすることに決定いたしております。

続きまして議案第38号 紀北町森林公園オートキャンプ場の指定管理者の指定についてを議題といたしました。

この指定期間の2年間についての基準を問う質疑がございまして、これに対して課長のほうから特に定めはないけれども全国的に短くて2年、長くても5年の期間であるということです。

選定の経過について、指定管理者の財政規模や財政力をどのように報告されているかというお尋ねがございました。これに対して課長のほうからは、選定の際にはそのような心配をするようなことはございませんでしたということで、選考の過程では管理運営上の基本的な考え方、事業実施計画に関する事項、サービス体制、コスト軽減への考え方、申請理由等についてが選考委員会で審査したと、この議案に関して町のホームページに公開されております選考委員会の資料が参考として提出されております。

討論はなく、全員賛成によって、原案を可とすることに決定いたしております。

次いで議案第39号 平成18年度紀北町一般会計補正予算（第3号）を議題といたしました。

最初に「建設課」関係分を審査いたしました。

予算書の8ページ、繰越明許費のなかの真谷線の用地費の関係ですけれども、この状況はどうなっているのかということですが、これについて課長からは用地交渉を進めているが、相続登記等の関係で年度内契約は難しく繰り越すものであると、しかし、契約については受託していただいているということです。

もう一つ、56ページの高速道路関連費を減額して新年度予算で計上する内容についてのお尋ねがございました。これは林道川向線舗装工事で、場所は船津川沿いの不燃物処理場付近から上流に向かう林道であります。

この発注が遅れた理由と林道の管理主体のお尋ねがございまして、平成19年度に再計上した理由は、1月に発注予定しておりましたけれども、工期が約110日ほどかかるということで、国に繰り越し申請をしましたが認められず、年度を変えて実施することにしました。林道の工事については国交省、森林組合、町とで協議し、工事については建設課で実施することで了承を得ているということでございます。

57ページの木造住宅耐震診断の減額理由と、現在の実績内容及び啓発取り組みについてのお尋ねがございました。減額した理由は、当初45戸計上しておりましたけれども、県の要請があつて160戸に増やした。ところが最終的に120戸の申請にとどまる見込みということでございます。内訳は紀伊長島区で87戸、海山区で33戸であります。

これに対し委員のほうからは、耐震診断を必要とする住宅が3,000戸強あるんで、もっと啓発をすべきではないかというご質疑がございました。これに対して、紀伊長島区ではNPO法人が周知啓発に協力してもらっており実績が伸びていると、新年度もより一層行政テレビ等を使って啓発活動に努力していくということでございました。耐震補強については実績がなかったということでございます。

次いで53ページの道路橋りょう費の新設改良費は2,000万円ほどの減額になっておりますけれども、これに対して委員のほうから住民がいろいろ要望があるんで、必要な場所に柔軟に予算を使えないのかと、町単事業については柔軟に実施してほしいという発言がございました。この減額の理由につきましては委託料の入札差金や町道下地2号線の工事について、工事額が高額なため、設計を再度やり直すための減額であると、もう一つ町道茂原前山線においても来年度に再度予算計上するものだと。柔軟に使えるようにということについては、

新年度にて少額ですが、町内一円工事実施予算を計上しており、柔軟に実施していきたいというお答えでございました。

もう1点、町道認定の運用について、紀伊長島、海山両区でアンバランスがあると、住民が改修とか改良要望に苦慮していると聞いているが、どのようにそのアンバランスを是正していくのかというご発言がございました。これに対して、私道として施工してもらっている場合は寄付採納で町へいただくこととなりますけれども、町道の基準として幅員4mになっているけれども、4m以下のものについて旧両町の基準を一本化するよう、今後検討していくというお答えでございました。

次いで「産業振興課」関係分に移ります。

48ページの海岸環境整備事業費の減について、黒浜ですけれども新聞報道が先行して、この夏にオープンするとか、海水浴場だけではなくにカヤックの基地としても使うなどという報道がなされているけれども、当委員会としては承知していないというご発言がございました。これに対して課長のほうから、新聞記事内容については担当課のほうでも打ち合わせしておらず、町長にも報告していなかったことであり、紀伊長島総合支所とともに県に抗議をしたと、カヤックの基地という話については県に確認したところ、そのような事実はないと、議事録にもそのような基地をするというような文面は載っていないという説明でございました。なお、事業費の圧縮については総事業費は16億6,140万円に縮小されたということでございます。

同じページの農政総合企画事業費の3,357万円の増でございますけれども、非補助融資の繰上償還ということですが、全額繰上償還するのか、財源はどこに求めるのかというお尋ねがございました。これに対して課長のほうからは、全額繰上償還するものだと、これにより431万3,680円の利子が支払わずに済むと、財源は市町村合併体制推進整備費補助金を充てるということでございます。

次いで49ページの町有林造成事業費の増5,000万円、これは多目的広場の用地を開発公社から買い戻すものでありますけれども、これについては課長のほうから平成20年度で完済する予定のものを18年度で終わると、これにより122万4,758円支払いが減ると、この財源は先ほど同様市町村合併体制推進整備費補助金であるということでございます。

以上で質疑を終結し、討論はなく、全員賛成で、本案を原案どおり可とすることに決定いたしました。

次いで議案第42号 平成18年度紀北町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）ですけれ

ども、2点ほど質疑がございまして、予備費 436万 5,000円の人件費に充当している理由のお尋ねがございまして、職員の組み替えによる増額であるということ。

それから水道施設建設改良費の事業費の減については、水道施設建設改良費 150万円の減は、矢口の老朽管布設替工事、上里の二ノ場地区老朽管布設替工事、上里の大湯地区老朽管布設替工事、県の事業に伴う工事に対する入札及び精算見込みによる減額であるということで、討論はなく、全員賛成で原案を可とすることに決定いたしております。

次いで議案第44号 平成18年度紀北町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたしております。

簡易水道の営業収益の給水収益が 262万 2,000円減っている理由に対するお尋ねがございまして、この点について課長からは、平成18年4月から12月までの収入実績と、1月から3月までの過去3ヵ年の平均値を加えて積算しましたところ、262万 2,000円の減額が見込まれたということでございます。

それから前年度の未払金の 3,995万 6,000円の内容説明が求められました。これは平成17年度決算の未払金で工事が3月末までに完成した場合など、水道事業会計は3月31日に出納閉鎖となっております。一般会計は5月31日ですけれども、水道会計の場合は3月末に出納閉鎖となるため、支払金額未払金として処理するためにこのような金額となっております。これらの未払金はすでに全額支払済みであるということでございます。

同じく前年度未収金の 3,880万 2,000円についての説明が求められまして、これも平成17年度決算で 7,058万 7,770円の未収金があり、このうち補助金等 3,880万 2,000円が収納されておりますと、こういうことでございます。

なお、水道料金の未収金、上水道と簡易水道とあわせていくらになるかというお尋ねがございまして、総額は平成18年度末決算で 5,032万 8,000円になる見込みであるということでございます。水道料金の未収金です。

この滞納額が増えている、前回より滞納額が増えている原因は何かというお尋ねがございました。これに対して課長のほうからは、昨年12月以降徴収を強化してまいりましたが、収納率を上げることができなかったというお答えでございます。

営業収益の給水収益 1,132万 1,000円が減っているのは、平成16年度の災害の支援とか、特殊な事情によるものかというお尋ねがございましたけれども、災害支援ではなく、一般家庭や水産加工業者等の水道量が減っているため、収益が減額していると、当初の見込みが少し甘かったように思うという課長のお答えでございます。

以上で質疑を終結し、討論はなく、全員賛成で原案どおり可とすることに決定いたしております。

次いで議案第45号 平成19年度紀北町一般会計予算を議題といたしました。

最初に「建設課」関係分を審査いたしました。

本会議でも大変議論が、厳しい議論が行われましたデカップリング事業の関係がございまして、約2時間にわたる審査となりました。若干ほかの問題もはさんでおりますので、先にそちらをまとめてご報告申し上げます。

107ページ海岸環境清掃業務委託事業の白浦と船越は漁港か港湾か、清掃業務のなかに入っていないのかというお尋ねがございました。これに対して課長からは、白浦は漁港であり、清掃業務には入っていないと、港湾は長島港と引本港の2つだけですよというお答えでございました。

それではデカップリング事業の関係部分をご報告申し上げます。

まず最初に、三重県型デカップリング事業は平成11年度以前もあったと思うけれどもという確認がございました。これに対して課長のほうからは、県からいただいた資料には平成11年度からになっているが確認するということでございます。

それからこれまでの実績のなかにあります当町というか、旧紀伊長島町ですね、平成17年度ウォーターバッグ事業の魚種については活イワシかどうかというお尋ねがございました。これに対して課長からは、計画書によるとアジ、サバ、イワシ等になっているということでございます。

さらにデカップリングの資料を提出していただいたんですが、その資料に基づいてのお尋ねが続きました。平成18年度までとなっているけれども、19年度も引き続き該当するのかどうかという確認がございました。これに対して課長からは、19年度も該当することを県に確認してあると、申請は19年度になるということでございます。

それから事業費1億2,000万円について、その工期、温泉掘削の工期が年度内で終わるのかどうか、さらに以前に旧紀伊長島町が実施した町営古里温泉の資料をあわせて提出を求め、それから今回のデカップリング事業の掘削事業費の積算根拠、細かい内容まで含めて資料提出するように求めております。これらについて課長からは、平成19年2月にヒアリングを受けており、予算計上を認められていると、ただし、県のほうではデカップリング事業については外部の事業評価委員会で審査が行われるので、事業認定そのものがまだ決定したわけではない。予算計上は認められているけれども、事業認定が決定しているわけではないという

説明がございました。

これについて委員のほうからは、事業実施要綱を見ると市町、首長が実施主体となっているけれども、町はしっかりと認識しているのか、また地域住民と協働で創設する事業とあるが、どのように考えているのかというお尋ねがございました。これに対して課長からは、この事業については当町としては平成24年には高速道路が開通することから、たくさんのお客さんが本町を訪れ、古道客、港市、燈籠祭、カキ祭り等の訪れる客を本町に留めるためにも温泉に入っただき、また癒しの場を提供することにより、地域の活性化を図っていきたい。また東紀州の玄関口として位置づけ、紀北町の城の浜を観光の拠点として長期総合計画にもあるように交流人口の増加を図っていききたいことを述べられました。住民との協働については、今後住民と相談しながら季の座としての朝市や体験イベント等を計画していくよう、町としても進めていく予定である。

この朝市については、別の団体がやるのかというお尋ねがございました。これに対して課長は、朝市等のイベントは季の座が温泉掘削と一緒に実施するものだということでございます。

それから補助金が決定したら適正に実施してもらうため、補助金の交付要綱を定めるべきではないかというご指摘がございました。これに対して課長のほうからは、外部の評価委員会によって事業効果も審査対象になっており、厳しく審査できるものと考えている。要綱については町の補助金要綱ともあわせて対処していききたいというお答えでございました。

それから本会議の指摘にもございましたけれども、1億2,700万円の事業費が実施の精算時点で安く上がったとしても、補助金は変更されないのか、どうなんだという質疑があったが、明確にしてもらいたいというお尋ねがございました。これに対して課長は、計画では地下1,800mまで掘る予定だと、この補助額については実績の事業費が安くなれば補助金は実績に応じて減額されるというお答えでございました。

これに対して委員会のほうからは、補助金の減額については本会議の質疑のなかで明確に回答するようにと厳重に注意を申し上げます。課長のほうからは以後気をつけますというお答えがございました。

1億2,705万円の事業費の根拠について、見積書の内訳書を提出していただきました。これについて見積書及び古里温泉の概要を配布して説明をいただいております。今回の城の浜の温泉探査についてはすでに終了しているということで、掘削だけの費用を今回は計上していると、それから動力関係についても自社負担、季の座のほうの負担であるということでご

ございました。

この温泉探査を実施している、済んでいるということですので、その結果のデータはどのようなのかと、それから古里温泉のデータとの比較が求められました。課長のほうからは城の浜での掘削は 1,800m を掘る予定であると、ただし、事前の調査では 1,500m ほどの場所で、39.5度から48度、摂氏ですね、湯量は毎分30から60ℓが予想されると、有望であるというふうに報告を受けている、説明を受けているということでもございました。

古里温泉は温度33.6度で湯量は毎分53.3ℓであります。

この温泉掘削だけでなしに、町としての今後のレク都市事業の展開をどう考えているのかという質疑がございました。これに対して課長のほうからはその温泉の湧出する湯量によっては、レク都市事業の展開も検討しているところだということでもございました。

今回、町が負担する 2,000万円の地域づくり基金の目的残高に対するお尋ねがございました。この経過判断についての質疑がございまして、課長のほうからは地域づくり基金の現在高は1億 4,885万 8,000円だと、そのうち 2,000万円を使うと、この基金の趣旨は地域の活性化につながる事業に使用するものであって、平成18年度中に県と折衝し、活性化につながるものとして本年度提出したものと判断しているということでもございます。

この温泉掘削事業に関連して、ホテル季の座に紀北町民の雇用をしていただくよう努力していただきたいという発言がございまして、課長のほうから、事業が認められれば紀北町民の雇用についての要望をしていくということでもございます。

現在の季の座の雇用者数に対する質疑がございまして、これに対してお答えは48人、うち正社員17人、パート社員が31人で、この全体として48人のなかで紀北町民は30名ですということでもございます。

それから掘削事業を行うサンサービス経営主体ですね、サンサービスに町とか県の資金も入っているのかどうかという確認がございました。これに対しては一切入ってないと、純然たる民間会社であるというお答えでもございました。

この温泉に関連して入湯税の問題が議論になりました。ホテル季の座は現在日帰り入浴をやっているけれども料金はいくらだと、入湯税を徴収しているのかどうかという質疑がございました。これに対して課長のほうからは日帰り入浴を実施しており、入浴料は大人 1,050円、子供 525円で、入湯税については町の条例では料金 1,000円以下は課税対象になっていないと、免税になっているということでもございます。

次に 107ページの下地 2 号線の件ですけれども、先ほども一部ご報告、補正予算でご報告

いたしましたけれども、設計してみたところ工事費が高額にかかるということで、見直しするための設計委託料であるということでございます。

海山区の委員から場所がよくわからないのでどこからどこだというお尋ねもございました。現状ですね。紀伊長島区の出垣内の水源池の次の地区が下地でありまして、農免道路というのがございますけれども、これがよく浸水というより冠水するため、避難道路として山側の道路を改良すると、広げるとこういうことでございます。

これに対して事業効果はどうなんだと、工事費はどの程度かかるのかというお尋ねがございました。事業効果としては16年の水害で下地地区は浸水孤立した地区であり、避難道路を改良すると、工事費は1億4,199万8,600円で、延長600m、幅員4mの予定だということでございます。

あと、町営住宅の入居料というか、収納状況はどうなっているのだという徴収対策はどうなっているかというお尋ねがございました。これに対して、過年度分で1,903万5,000円、滞納者は55人、そのうち海山区で36人、紀伊長島区で19人が滞納していると、現年度分は、4,813万5,000円を見込まれると、徴収率は上がっていると、家庭訪問を行い徴収体制の強化を図っているという説明でございました。

次に一般会計のなかの一般訴訟費98万6,000円の増額した理由に対するお尋ねがございました。これに対して水道課長から予算増額の要因は最高裁より口頭弁論の開催通知があった場合、最高裁判所へ意見書を提出することになると、その意見書の作成を専門家に依頼するための予算であるということでございます。これについて細かい積算根拠が資料として提出されております。

次いで「産業振興課」所管分についての審査を行いました。

最初に松本公園の工事予算についてですね、委員のほうから夜間等の防犯上の対策として照明の設置を考えていないのかということでございます。さらに同じ問題について、県道賢島線の関係で照明を付けるべきだと、それから道路の幅員が極端に海側に向かって狭くなっているの、その交通安全対策上の点からも考えるべきであるという、相次いでご発言がございまして、担当課長からは、どういうものになるかはわかりませんが、照明設備は考えておりますということございました。

それから委員のほうから公園施設とモニュメントについて確認したいと、公園内の図面が、スケッチが提出されましたけれども、そのなかに出ている石のツールについての確認がありました。それから資料にスケッチにサインされているのはだれのものかというお尋ねがご

ざいまして、糟谷護さん、愛知万博の基本設計を手がけた我が国トップクラスの造園デザイナーのものであるという説明でございました。

このモニュメントについては、すでに国島征二さんで決定しているのかというお尋ねがございました。予算が議決されれば彫刻は国島先生にお願いしたいと思っていると、デザインは糟谷先生が、国島先生の彫刻にあわせてイメージ図を作成したのものであると、工事については入札しなければならないと考えているということでもございました。

この計画に対して、緊縮財政のなかで彫刻の作成については、町民の不安が出てくるのではないかと。あるいはデザインが違和感があるけれども何を表現しているのかというようなご指摘がございました。これに対して課長からはものの考え方にはいろいろあると思いますが、小さいころから芸術に親しみを持つことは重要であると考えていると、マンボウ道の駅ですが、マンボウで小さい子どもさんとお母さんがジョイントシックスストーン、これは国島征二さんの作品ですけれども、ジョイントシックスストーンで遊んでいるのを見ると、やはり彫刻への触れ合いや親しみを持つことは重要だと思う。ほかの委員からもたくさん遊んでいると、保育園児がよく遊びに行くというお話がございました。それから彫刻のデザインの意味するものについては、課長のほうから風と水というイメージでデザインされているという説明がございました。

これに対して委員のほうからは、紀北町としてのモニュメントをつくるのであれば、紀州地方の魚が躍動しているものや、いろんな若い女性の像を刻むなどいろいろあると思うが、この作品はいかにも芸術作品という感じで一般的に理解しにくいのではないかと、500万円も投入して町民の共感を得るものになるのか疑問が残るので説明をお願いしたいというお尋ねがございました。これに対して課長のほうからは、いろいろお考えあると思いますが、国島先生が無償で彫刻の作成をしていただけたということは、この機会を逃せばないと思う。今回は材料代を委託料として計上しているが、国島先生への報酬は計上していないと。

この点について、別の委員からは国島先生は世界で認められている彫刻家であり、その方の作品が紀北町のこの場所にあることは相当な意味が生まれてくると思う。まちづくりグループの魚まち歩観会が紀伊長島区の熊野古道のお客を誘導するのに、シンボルとして目玉になるのではないかとのご発言がございました。

この公園関係の費用は確認がございまして 500万円と 278万 5,000円、さらに水道加入分ですね、現地に引く水道の分担金が5万 3,000円です。全額県の支出金を充当されます。

これに対して委員のほうから、通常国島先生らに払うデザイン料や設計委託料は入ってな

いように思えるが、これ以外にまだかかるのではないかという確認がございました。これに対して課長のほうからは、予算としては石の原材料費と公園の工事関係費のみで通常かかってくるデザイン料や設計委託料は今回無償であるということでございます。

今後、彫刻のまちとして、また国島先生の彫刻がそのなかにあれば、見る人が見ればこれだけでも紀北町としての評価が高まるのではないかと、これは町民の理解が得られるのかという、もう少し町民の意見を聞いたほうが良いのではないかとのご発言に対する、課長の答弁であります。

以上で公園関係が終わりまして、次に強い農業づくり事業の件についての説明が求められました。この法人の名称は農業組合法人ファクターで6名の人に参加している。事業内容は洗卵選別包装設備でオートパック詰めまでできる設備を整える。4月中旬に申請して紀北町を經由して県へ申請すると、まだ採択されていません。採択は5月末の予定である。

それからこの補助金は今年度限りであるということです。事業規模については、事業費は8,080万円で、県の補助は3分の1、2,566万6,000円と聞いているということです。町負担はございません。町は書類は經由するのみだということでございます。

これについて、さらに課長のほうからは、作業の効率化が図れる。農業法人ということで個人ではないため集約して作業が行えることから、農業者の利益の向上につながると思うという説明がございました。

これに対して委員のほうからは、補助事業が終わったあとの設備の修繕、保守に対しても町の負担金というのは生じてこないのかというお尋ねがございました。これに対して課長のほうからは設備導入のための補助金ですので、今後の補助負担というものはないと理解していただきたいということでございました。

この補助事業に関連して、養鶏場の臭いについて町民から苦情が多いと、手厚い優遇措置をしているわけだから、しっかり対応するよう指導も必要ではないかという指摘がございました。これに対して課長のほうからは、発酵層の装置を農林漁協金融公庫の借り入れができれば導入する運びになっていると、機械を設置すれば苦情もなくなると思うと、指導については十分気をつけていきたいというお答えでございました。

次に歳入のほうで、林道大根須賀利線の開設事業受益者負担が未収金がどのくらいあるかということでございました。これに対して林道大根須賀利線の滞納額は96万7,100円残っていると、町内の林道で滞納があるのはここだけであるということでございます。

次いで木造住宅新築促進奨励金交付金事業について、限度額15万円で3年間ということで

すが、尾鷲は一括して30万円払っている。どちらがいいのかということでお尋ねがございました。本町の場合は固定資産税の新築住宅軽減期間3年間を同期間として、3年間で実施しているというお答えでございました。

次いで漁業災害対策支援事業で引本湾、白石湖の対策支援が出ているがということですが、風水害の場合だと、平成19年度で終了しますということでございます。

また、島勝、白浦の管理費用、ごみの海岸清掃については小山浦、島勝浦海岸清掃業務で建設課がやっているが、白浦のごみの処理はどこでやっているのかということですが、白浦区は台風のあとなど漁業者だけでなく、住民が協力して清掃しているということでございます。

次いで東紀州の海・魅力ある漁村創造協議会、名鉄マーチ会、ジャパントラベルネットワークというものに対する会費等の支出についての、何を、どういう団体かというお尋ねがございました。これに対して課長のほうからは、名鉄マーチ会というのはお魚らんのバスの誘致を行うために入っていると、それから東紀州の海・魅力ある漁村創造協議会というのは、県と尾鷲市と紀北町が連携して協議会を設立したもので、平成18年度は須賀利、古江をモデル地区として集客交流事業を行い、19年度以降は尾鷲市三木浦や紀北町三浦地区をモデル地区として、漁村の歴史や文化体験など実施する予定であるということでございます。

ジャパントラベルネットワークについては、やはり先ほどと同じようにお魚らんどへの誘致のために入会していると、熊野古道の語り部と連携して年間でバス約20台程度を来ていただいていると。

これに対して委員のほうからは、お魚らんの誘致のためだけに税金を払う必要があるのかと、自主努力でやるべきではないかという指摘がございました。これに対して支所課長のほうから、この予算については直近の補正予算で減額させていただきます。この名鉄マーチ会とジャパントラベルネットワークの会費は次の補正で減額するという答弁がございました。

次いで有害鳥獣対策事業、有害鳥獣駆除事業について増額していかなければならないんじゃないかということについてお尋ねがございまして、課長のほうから、農林業については必要な事業だと思うので実績等考慮しながら予算対応していきたいというお答えがございまして、討論なく、賛成多数で原案を可とすることに決定いたしました。

討論はございませんでした。

次いで議案第48号 平成19年度紀北町簡易水道事業特別会計予算についてを議題といたしました。

これに対して、この予算に対して事業会計の一本化に向けて水道料金や条例等についてどのように検討しているかというお尋ねがございまして、課長のほうから給水条例については、現在紀伊長島区と海山区に分かれていますので、今後、一本化していくと、水道料金については紀伊長島区では1ヵ月検針で毎月料金を徴収し、海山区は隔月検針で隔月徴収するというふうに徴収方法が違ってまいりますので、町民にとってどちらが良いのか協議が必要ではないかと考えているということでございます。

これに対して、水道事業会計と給水条例は一本化するけれども、施設及び水源は現状のまままでいくのかというお尋ねがございました。これに対して課長のほうから、古里道瀬簡易水道については上水道へ統合しますが、ほかの施設は当分現状のままですということでございます。この統合の時期につきましてはあと3年ぐらいかかるということでございます。

それから平成16年災害で、紀伊長島区の紅ヶ平の浄水場が濁りにより一時給水停止いたしましたけれども、これを踏まえて危機管理を考慮しているかということについて、上水道の新たな水源の調査を今後検討していきたいというお答えでございます。

次いで耐震診断の議論に入って、すでに紀伊長島区は終了しているわけですがけれども、その結果を報告していただきたいというご発言がございまして、課長のほうから震度6以上7程度の調査で、山居、江ノ浦、名倉配水池の基礎及び構造物は良好であると、三浦の配水池につきましては鉄筋量が不足している。

それから赤羽についてはFRP性の配水池が劣化が見られる。それからもう1つ、十須の配水池については鉄筋量の不足があるという結果だったと、この鉄筋量の不足ということが議論になりまして、鉄筋量の不足ということは設計では十分で工事の施工において不足したのか、最初から設計のときから不足だったのかという議論になりました。課長のほうは三浦は昭和46年、赤羽は昭和48年と非常に古い時期のものでございますけれども、十須については平成6年という比較的新しい時期の設置でございます。また築後13年しか経過していないので、緊急に調査して本日、この委員長報告までに報告するようという、調査結果報告をするようというのを要望いたしました。

その結果、皆さんのお手元にお配りしてございます、追加資料として求めた十須簡易水道配水池の耐震調査において、鉄筋量が不足となっている件についての報告を求めました。ご覧のとおりであります。全文読むのは差し控えますけれども、質疑があれば詳しくご報告申し上げます。

次に馬瀬浄水場ですけれども、高速道路の補償事業であるのに地方債を充てているのはな

ぜかというお尋ねがございました。これについては国土交通省の補償は精算払いということで、財源を確保するのに地方債を充てたということでございます。この点について19年度中に話がまとまらなければ、長期借り入れではなく一時借り入れではないのかというお尋ねがございました。これに対して課長からは、おっしゃるとおりですけれども、財政課と協議の結果このような措置をとらせてもらった。機能補償であり、安く売ることはないよう今後、協議していくというお答えでございました。

以上について討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可とすることに決定いたしております。

最後に議案第55号 平成19年度紀北町水道事業会計予算について審査いたしました。

ここにおいても前年度の未収金、水道料金の未収金ですね、どのぐらい減っているかという確認がございました。現在、未収金は4,474万8,000円に上ります。

次いで古里道瀬配水池浄水場との統合計画にかかわるものが熊野古道の人気コースである一石峠のコース上にあたるので、景観への配慮をしてもらいたいという指摘がございまして、課長のほうから配水池の設置場所については、どうしても高い場所で管理しやすいというところになりますけれども、景観への配慮もして検討していきたいということでございます。

討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可とすることに決定いたしております。

以上で、産業建設常任委員会の審査結果についてのご報告を終わります。

議長

以上で、各担当委員会で審査願った案件についての委員長報告を終わります。

それではこれより、各常任委員長報告に対しての質疑を行います。

まず、総務財政常任委員会に係る案件についての質疑を行います。

議案第8号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第9号 地域自治区の設置に関する協議書に定められた事項を変更する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第10号 紀北町副町長定数条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第12号 紀北町行政組織条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第13号 紀北町総合支所条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

議案第13号の委員長報告に対してお尋ねをいたします。

先ほどの委員長報告のなかでですね、技術職は本庁に集中した結果、住民サービスが低下するのではないかという委員会の議論のなかで、理事者のほうからは、これまで本庁と協議しておるんでといって対応が遅くなっていたんで、対応を早めるために本庁に技術職を集めたこと、住民に本庁まで来ていただくずに職員のほうが出向くから住民サービスが低下しないという答弁だったという報告でしたよね、そういう。現実にはいかがでしょうか、町職員は本庁と支所間の日当旅費等は支給されておられませんね。今回、特に県内の出張旅費はすべて廃止、これまでも支給されていないと思うんですよ。約18kmありますけれども、これ現実に職員は自分の車で走っていただけのんですか。

庁用車ですと限りがあると思いますんで、簡単に担当職員が直接出向くということは、自分の車を使わなければならないと思うんですが、そんなに機能的にパッパパッパ来てもらえるものなんでしょうか、そのへんの審査をなされたかどうか、出向きますからって本当に気軽に職員が総合支所のほうへ出向くんかどうか、そのへんをお聞かせいただきたいと思えます。

議長

16番 東澄代君。

総務財政常任委員長 東澄代議員

ただいまの北村議員の質問についてお答えいたします。

住民サービスが低下しないということが最も大事であり、委員長報告でしたんですけれど、5年以内にスムーズに本庁移転ができるようにすべきであり、長島支所の住民サービスが低下しないように、現在の体制ではいけないのかという質疑もありました。それに対しましては、議員の言われるとおり低下するのではないのかという質疑があったんですが、建設課の技術職員等も含めての質疑でございましたけれど、住民サービスが低下さすわけにはいきませんので、本庁まで来ていただかなくても職員のほうから出向していく等のカバーをしながら、対応していくということの答弁がありました。

簡単にそれは、そのように職員が出向かれるのかどうかということに対しましては、課長のほうからサービスの低下にならないように努力していきますという答弁でした。

以上です。よろしいですか。

議長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第14号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第15号 紀北町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第16号 紀北町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第17号 紀北町長、助役及び収入役の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第18号 紀北町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第19号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第20号 紀北町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第21号 紀北町税条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第23号 紀北町海岸国有地管理審議会条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第24号 紀北町地震災害警戒本部条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第25号 紀北町奨学金貸与条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第27号 紀北町水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第28号 紀北町低開発地域工業開発地域の指定に伴う固定資産税の特例措置に関する条例を廃止する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第29号 紀北広域連合規約の変更に関する協議についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第30号 三重紀北消防組合格規約の変更に関する協議についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第31号 三重県自治会館組合格規約の変更に関する協議についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第32号 三重県市町職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第33号 三重県市町職員退職手当組合格規約の変更に関する協議についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第34号 三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第39号 平成18年度紀北町一般会計補正予算(第3号)について、総務財政常任委員会に係る部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第45号 平成19年度紀北町一般会計予算について、総務財政常任委員会に係る部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

これで、総務財政常任委員会に係る案件について委員長報告に対する質疑を終わります。

どうぞ委員長お席のほうへお戻りください。

議長

続いて教育民生常任委員会に係る案件についての質疑を行います。

議案第11号 紀北町災害援護資金償還事業基金条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第22号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第26号 紀北町郷土資料館条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第35号 荷坂やすらぎ苑組合規約の変更に関する協議についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第39号 平成18年度紀北町一般会計補正予算(第3号)について、教育民生常任委員会に係る部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第40号 平成18年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第41号 平成18年度紀北町老人保健特別会計補正予算(第3号)についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第43号 平成18年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第45号 平成19年度紀北町一般会計について、教育民生常任委員会に係る部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

17番 松永征也君。

17番 松永征也議員

71ページなんですけどもね、この配食サービス事業であります、委員長にお聞きしたいんですが、予算額はですね前年よりも減額されておるわけですね。それは委員長の報告ではですね、利用者負担を1食 300円から 400円に引き上げるといってご報告であったわけなんですけども、それで配食日についてですね、土・日、祝祭日を除く毎日というようなご報告があったと思います。

この配食日なんですけどもね、海山区におきましてはですね、これは長年ですね土・日も行って毎日実施してきたわけですね。それはですねなぜかという、毎日安否確認ができるためにこの制度があるためにですね、老人ホームへ入らずに少しでも長く自分の家で暮らしていけるというような趣旨もあってですね、それはすべての人じゃないですけども、配食サービスを受けておる方の何人かの方はですね、そういう状態なんです。そしてですね本人のためでもあるし、老人ホームへ入らずに在宅で暮らすということは、町にとってもですね、これ老人ホームへ入ってしまうと町の負担は何倍も何10倍もかかっていくわけですね。そのようなことからちょっとですね、これ逆な効果になってしまうのではないかと、私は思うんです。

それでですね最近言われておることは、福祉はですね施設入所型からできるだけ在宅福祉でというシフトしていこうというのがね、国の方針でもあるし、本町の方針でもあると思うんですけどもね、毎日型をなくしてしまうというその理由ですね、どのような審査が行われ

たのか、その審査の内容をお聞きしたいと思います。

議長

入江教育民生常任委員長。

教育民生常任委員長 入江康仁議員

ただいまの松永議員の質問に答えさせていただきます。

その配食型の毎日やっていたのが、土曜日、日曜日はなくなったと、その要因ですね。それはですね、県の補助金がなくなったことが大きな要因であると。またですね、このなかで毎日やっていたのがこの海山町ですね、ずっともう福祉に関しては重点においてやっていた。しかしですね、今回その県の補助金がなくなったのも大きな要因であってですね、それだけでもまだ県下ではですね、土・日を除いた月曜日から金曜日までの配食をやっているのは、当紀北町だけだというような答弁でありました。はい。

議長

17番 松永征也君。

17番 松永征也議員

毎日型をやっておるのが、県下で紀北町だけやという理由なんですけど、これはですね、良い制度はですね残すべきでね、うちの誇りやと思うんですわ、紀北のね。財源にしても確かに厳しいけども県の補助金を切られたとしても、先ほど申しましたように、毎日じゃなかったら自宅で暮らしていけないわけですね。そうすると、もう施設に入らなならんと、施設へ入ったら何倍の町負担が必要になってくるわけですね。そういうことを申しまして終わりましたと思いますが。

議長

入江委員長。

教育民生常任委員長 入江康仁議員

確かにね、ここにも委員のなかからでもですね、これは本当にただいま松永議員が言われましたように、自分たちの誇りに思っていた制度であると、その財政難のときでも守っていただきたい。是非 400円となった中身も充実させていただきたいという質疑もあってね、本当にこの今、松永議員が言われたように本当に誇りの制度であったと思います。

だけど答弁といたしましては、何分にもその介護保険法ができ、先ほど松永議員が言われたようにですね、自分で食事をつくるのも認知症の予防になるというようなことも答弁でございました。できればそのまたこれからもですね、認知症の予防にもなって、また介護ヘル

パーも利用して自分で元気を保つ、先ほど言われたように保つ1つの考えだと思っています
というような答弁でございました。

それで結構でしょうか。

議長

他に質疑される方はございませんか。

15番 中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

私、一般質問で行いましたので、控えようとは思いましたが、この委員長にお伺いします。配食サービスの件ですが、高齢化社会がどんどん進んでいるにもかかわらず、今回の予算では120食分を100食で計画したという、そこらへんの矛盾の話は出なかったでしょうか。本来なら、配食の数が増えなくちゃならんと私思うんですが、その募集の仕方もあるんでしょうが、そこらへんにまで及んで委員会としては審議されなかったでしょうか、その点だけお聞きします。

議長

入江委員長。

教育民生常任委員長 入江康仁議員

減っていると、120が100に減ったというところですね。確かにそれはあったかと思ったがな。それはですね中津畑議員、答弁のなかで1日120食で予算計上していましたが、今年の実績見込みにあわせて100食というようにしたという答弁でございました。

議長

15番 中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

昨年の実績で、言うたらお年寄りの方がこの配食サービスを受けるのが減ってしまったので、今回の食数の減になったという理解を私もしますけれども、実際にはずっと高齢化社会がずっと進んでいるにもかかわらず、この少なくなっていくという原因は、この配食サービスを募集というたらあれですけども、どのように希望者を募っているのか、これは町がかんでやっているのか、業者が絡んで配食サービスを受けろということになっているのか、そこらへんの論議はされなかったですか。なかったらいいと。

議長

入江委員長。

教育民生常任委員長 入江康仁議員

中津畑議員の質問に答えます。

その関連するところの質問ですが、やはりこの 300円から 400円に変わると、そういうところでやはり高齢者は満足しているのかと、またそれに対して少なくならないかというような意見も出てましたね。質疑も出ていました。それに対しては配食のやっぱり 650円の内訳が 500円は弁当代であとは配達料というような答弁でございました。

議長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第46号 平成19年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第47号 平成19年度紀北町老人保健特別会計予算についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第49号 平成19年度紀北町介護サービス事業特別会計予算についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

これで、教育民生常任委員会に係る部分について、委員長報告に対する質疑を終わります。

議長

続いて産業建設常任委員会に係る部分についての質疑を行います。

議案第36号 東紀州農業共済事務組合理約の変更に関する協議についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第37号 紀北町地域産物展示販売施設の指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

1番 東篤布、委員長にお尋ねいたします。

議案第37号 地域産物展示販売施設のことでございますけども、今、委員会のなかでですね、僕は思うんですけども、この施設は一番最初にね、何のためにつくられたのかなという、そのような質問が出たような話はなかったものですからね。僕は今回の議会でもですね、交流人口を増やすとか、集客率を高めるということをよく聞きます。以前にもお魚らんどにお邪魔したときに随分集客率が上がったんだと、だから先ほども出てきました。お客さんを誘致するためにバスの予算も出しておるんだということも、予算化もされてきました。

片やこちらのほうでももう止めるんだとこうおっしゃる。何の目的でこの施設はつくられたのかということはどうですか、委員長、委員会のなかででませんでしたでしょうか。

といいますのは、このあとで続いていくところですね、デカップリング事業でございます。温泉を掘ってですね、熊野古道に客が来ていただいて、集客率を高めて交流人口を増やすんだとこう、長島区ではそういっておるのに、海山区ではですね、ある目的のためにつくった施設をなくしてしまうと、こうおっしゃっている。非常にこれ矛盾じゃありませんか、とこう思うわけですけども、その点、委員会でお話が出なかったですか。

議長

北村産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長 北村博司議員

東篤布議員の質疑にお答えいたします。

何のためにつくられたかということについては、本会議では確かご発言があったように思

いますが、委員会ではございませんでした。

ただ、今、関連してですね、バス誘致のための予算を次の補正で減額するという、一般会計のほうにあります、当初予算になりますけれども、それは何のためにやったのだ、おかしいじゃないかということでしたけれども、先ほど委員長報告のなかではちょっとこの記録のなかに詳しく書かれてなかったんで、私は落としてしまいました、言ってませんけれども、委員のご指摘のなかにはですね、今の議会に契約期間6ヵ月の延長の議案がまだ可決されていないのに、もう19年度もさらに会費を払うのはちょっとおかしいんじゃないかと、こういうご指摘もあって担当課長のほうから次の補正で落とさせてもらいますというご答弁があったということを付け加えておきます。

議長

1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

ちょっとこれよくわからなかったので、もう一度確認いたします。

予算は計上したけども使わずにこれは置いておきますということ、そういうことができるんですか。

議長

東篤布議員、申し訳ないです。一般会計のところで申し上げて。

1番 東篤布議員

この移転問題ですけどもね、ここでちょっと委員長がおっしゃったのでお尋ねしますが、非常にわかりにくいんです。町がこれを止めるんだというから、業者の方には移転補償しか出ないんだと、例えばもし町がこれを存続していくんだということになればですね、どっかに新たに建てて皆さんも移ることができて、本来の海山町の目的であったところの集客率を高めて、交流人口を増やしていくという目的がですね残っていくんじゃないかと思うんです。

この点でですね、例えば権利の問題までは町は入っていけない等の話が出ておられたようにお聞きしましたけども、そこまで入ってやらなければですね、この皆さんのあとの、もう放ったらかし状態になっていくんじゃないかと思うんですね。

そこで委員長にお尋ねします。町はそこまで入ってはいけないんですか、僕はこの権利問題も入っても構わんと思うんですけど、その点は執行部のほうのお答えはどうでしたでしょうか。先ほどの委員長を聞いていますと、移転等には入っても良いけども、営業権については入っていけないと、このように聞いたんですけども、僕はそれはおかしいんじゃないかならう

かと思えますよ。

議長

北村委員長。

産業建設常任委員長 北村博司議員

東篤布議員の再質問にお答えいたします。

今の町が入っては、できるだけ入るなというのは一部の委員のご意見。それから、委員のなかでですね、なるべく深入りするなと、国交省と業者の二者での交渉に深入りするなというのは、この委員は繰り返し発言されていますので、この委員のご意見。

一方ですね、別な委員には方針、町が廃止ということで固まっているという明言されたんで、それぐらい方針がはっきりしているなら業者に意思表示し、前進的な考え方で対処してほしいというご意見もございます。

ですから、委員会のコンセンサスというか合意が、そういった意見であったということになしに、そういった意見が両方あったと思います。町はもっと積極的に面倒みたれという趣旨のご発言もありました。

二通りあったということです。入るな、深入りするなというご意見と、両方あったということです。答弁になってませんか。

議長

1 番 東篤布議員。

1 番 東篤布議員

平成9年ごろだと思ったんですけども国交省と、三重県高速道推進室のほうから以前の紀伊長島町ですね、町長宛と建設課宛にある文書がいておるはずですよ。それはですね、もっと町が積極的に関与して、いわゆるこの事業に当たっていかないと、この事業は成功しませんよということも書いてあったと思うんですけどもね。

例えば、このお魚らんど等、これは大事な海山の宝なんだと、これから高速道路ができれば地元の物産を販売していくために、インターがああいう形にならなければインターの入口なんです。だからどんどん魚が売れたはずなんです。国交省があのようなインターの形を悪くするから、お魚らんどができなくなったんです。だからなかに入っておる業者も泣かならん。嫌々辞めならん、だからどっかに場所を探しなさいと、こういった場合、町が言った場合、いいですか。それがなかったら国が用意できないから、じゃ私たちは仕事ができんやないですか、このために行った設備投資はどうなるんですかと、その営業補償しなさいと、

営業権どうするんですかということになるんです。

そのような意見が出なかったように聞いてますけども、私はそのように思っておりますので、また再度委員長から確認しておいてください。

議長

北村委員長。

産業建設常任委員長 北村博司議員

お答えいたします。

ご意見として承っておきます。インターのルート変更等についての議論は一切ございませんでした。はい。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

5番 川端龍雄君。

5番 川端龍雄議員

今の1番議員に大いに関連がありますけど、先ほど9月でこれ廃止というのですか、というような課長の答弁と聞きましたけども、これは今のお魚らんどで運営している方が大いに継続というんか、場所があれば意欲があるというように聞き及んでおりますんですけど、全部全部ということではないんですけど、今も1番議員言われたように、やはり集客交流いろいろこれからそういうような町の方向で示していくならば、この委員会のなかで、この行政のほうが見込みがないと言うて辞めると、今の業者がやる気があっても行政のほうから見込みがないと思って辞めるというのか、話によれば場所さえあれば国交省のほうで建物を建ててあげるというような話も聞いておりますけども、そういうような行政の方針で辞めるというような、この突っ込んだこのご意見が委員会であったかなかったのか、委員長にお聞きします。

議長

北村委員長。

産業建設常任委員長 北村博司議員

川端議員のお尋ねにお答えいたします。

突っ込んだ議論はございませんでした。地域自治区、地域協議会の意見書にも残せという要望が出ておるのではないかという、ご発言がございましたけれども、それ以上の突っ込んだ議論はございませんでした。町の方針はもう廃止することに決まっていると、ただし、高

速道路ができた後のことについては含みを残す発言が、課長のほうからありましたですね。確かにこの施設は廃止しますが、今後、高速道路は開通した後の状況によって検討してまいりたいと、こういうご答弁がございました。

現時点ではもう廃止で決定しているという、固まっているという表現でございました。

以上です。

議長

5番 川端龍雄君。

5番 川端龍雄議員

そうすると今の業者というか、今現に運営している方の業者の方がいろいろ切実な問題で、いろいろな方にもお願いというのか、良いほうに対応していただきたいというような話も多々聞いておりますけど、この当委員会においてはそれほどまでもその業者の方に関心がなかったという、ちょっと言い方きついかわからんけど、そこまで聞き取り、いろんなことを把握してないというのか、少し業者の方に対しては関心度が薄かったというようにとってもよろしいんですかね、委員長。

議長

北村委員長。

産業建設常任委員長 北村博司議員

再質問にお答えいたします。

関心がなかったということではなしに、委員のなかにはですね、委員会のなかでの公式発言として、業者から助けてくれということをお願いされたというご発言もございました。それぐらい個々の委員さんにとっては非常に強い思いがあったんだろうと拝察いたしますけれども、委員会の議論としては、ただいま私が報告した範囲でございます。

それが業者の思いを軽く見ておるとかどうとかいうこととは、私は直接結びつかないと考えています。以上です。

議長

5番 川端龍雄君。

5番 川端龍雄議員

委員長は特にさね、こういうのは情報とかいろんなことに対しては大変詳しいし、やはりそういうふう特別な自分のあれも持っているのですかね、特にこういうことにはもう少し説明がなされると思いましたので、そういうことで質問終わります。

議長

ほかにございせんか。

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

1番議員さん、5番議員さんの関連なんですけどね、私これは一般質問でもやりましたんで、先ほどから問題になっているこの移転補償のなかでですね、もう一般質問のときにもちょっとそこで意見のくい違いもあったように思うんです。それはなぜかというと、町は国交省からの移転補償であると、しかし、町は今度は移転補償もらったなかで廃止になると、廃止とこれはっきり今、委員長も言いましたね。そのなかで廃止だったら、あくまでもこれは町は町の施設ですから、国交省から移転の手続きをこれは名目だけのやはり移転補償となってますね、町はそこでもう廃止とはっきり口に出している以上は、業者からしてみればですね、これはもう廃止だと、だから業者は廃止はそんなら国交省でなくて町へ向いてやはり請求くると思うんですわ。それがまた話の筋になってくると思うんですけども、そのこのところは委員会で詰めた審議はなかったですか、質疑はなかったですか。

議長

北村委員長。

産業建設常任委員長 北村博司議員

入江議員の質問にお答えいたします。

移転補償か廃止補償かという議論については、本会議で随分尽くされておるように私は思いますけれども、委員会のほうではそこを突っ込んだ議論は、それ以上の、本会議以上の突っ込んだ議論はございませんでした。

議長

ほかにございせんか。

21番 谷節夫君。

21番 谷節夫議員

議案第38号の。

議長

37号です。

21番 谷節夫議員

失礼いたしました。

議長

よろしいですか。

議案第37号についてございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第38号 紀北町森林公園オートキャンプ場の指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

21番 谷節夫君。

21番 谷節夫議員

議案第38号の紀北町森林公園オートキャンプ場の指定管理者の指定についての質問ですけど、まず委員長、その応募資料はですねホームページで調べなさいということで終わったと言うんですけど、これは委員会の席で出されたんですか、応募資料。

説明のなかで、これは最初の議会にも質問が出ていたんですけども、指定の期間をですね、19年の4月1日から21年の3月31日、2年間、これは質問のなかで初めてのあれだからもう少しこう成績が良ければですね、業績が良ければこのへんを配慮できないかという質問が出てまして、今、委員長の説明を聞いておりますと、こういう例のですね指定管理に2年、あるいは5年というような例があるという説明だったんですけども、私は苦慮するのはこの決算書、あれ海山の収支実績を見るなかでですね、やはり平成16年度の水害で売上というか、それを見るだけでも水害、3ヵ月停止になってですね、大分落ちている。

それで17年度は17年度で影響が残ってですね、オートサイドが半分以上使えないという状況になったということで減っているわけですよ。それでその基準を3,000万円に決めて、3,000万円以上あれば7割を、70%をその指定管理者にわたすというような内容のこの応募規定にあるんですけど、そしてこうした、もしそうした被害のあったときでもね、その他の事項で業務が困難になった場合等の措置としてですね、不可抗力等による場合で、どちらかと言うたらその指定管理になったその方に対しての、よく話し合いするとは書いてあるんですけど、そのへんを配慮したことは、そうなった場合どうするかというような、そんな細かい話は全然出ていなかったんですか。

以上です。

議長

北村委員長。

産業建設常任委員長 北村博司議員

谷議員の質問にお答えいたします。

先ほどホームページに掲載されている資料については、プリントアウトしたものを委員会に提出していただきました。ちょっと簡単にご説明申し上げますと、委員長以下委員6人で審査が行われて、今回、指定管理者の議案に出ているふるさと企画舎が624点、次点と31点の差で採用というか、採択というか、指定をすることになる答申書が出ております。

今、もっとほかの細かい議論はなかったかということですが、ございませんでした。討論もありませんでした。

議長

谷さんよろしいですか。

21番 谷節夫議員

結構です。

議長

7番 玉津充君。

7番 玉津充議員

先ほどの委員長の発言で点数に触れられましたね。そして審査でトップと次点ではですね、31点の差があったというふうに先ほど委員長述べました。私がホームページで確認した結果はですね、4点の差だったんですけど、そのあたりはいかがでしょうか、違っておるんじゃないでしょうか。

議長

北村委員長。

産業建設常任委員長 北村博司議員

申し訳ございません。お答えします。

私、3位のほうを見てしまいまして、表ではですね、ふるさと企画舎624点、次点が海山物産株式会社620点、それからイオンデライト株式会社593点、次点は海山物産ですね。4点差です。答弁を訂正させていただきます。

議長

よろしいですか。

ほかに、3番 近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル君

オートキャンプ場の指定管理者が決定されたわけで、利益の配分なんかも報告されたんですけど、それに大きな影響を及ぼすと思うんですけど、使用料は紀北町で決まっていたんですが、そのこと使用料なんかについて、その指定管理者の方が自由に変更できるのかどうか、そういうところの討議は、質疑はなかったでしょうか。

議長

北村委員長。

産業建設常任委員長 北村博司議員

近澤議員にお答えいたします。

ございませんでした。そういう議論はございませんでした。

議長

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第39号 平成18年度紀北町一般会計補正予算(第3号)について、産業建設常任委員会に係る部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第42号 平成18年度紀北町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第44号 平成18年度紀北町水道事業会計補正予算(第3号)についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第45号 平成19年度紀北町一般会計予算について、産業建設常任委員会に係る部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

議長

1番 東篤布議員。

1番 東篤布議員

産業建設の部分でデカップリングのところちょっとお尋ねします。

紀伊長島区のもちろん海山区にもございますけども、レク事業がありまして、このレク事業のなかでこういう事業が出てきたのかなと思っておったら、どうもそうでなさそうでしてね、例えば今回でもこれをやろうとしているのは課長の先ほどの報告では、純然たる民間企業であります。また海山、長島の業者ではないということですけども、これ目的はですね、集客率を高めるんだと、集客率まではお客さんを高める、これはいいんですけども、何か交流人口等触れてましたけども、民間業者には交流人口なんて関係ないように思うね。ちょっと僕の聞き違いかも知れませんが。

まずこれは、このあとに続くであろう、例えば先ほどのお魚らんどでもそうですけども、一旦辞めると、辞めるけども高速道路きたらまたあとから考えるかも知れん。例えばこれなんかでも、うちはもう何10年前からレク事業やっておるわけです。海山区でもやっています。だからここでこのデカップリングで温泉を掘って、この温泉の湯でもってレク事業をこうしていくんですよと、事業計画はあってこれが出てくるんならよくわかるんですが、それがまだ見えてこない。掘ったうえで考えるんですとこうおっしゃっている。

じゃ、この源泉お湯はだれのものかという、民間業者のもんであると、じゃ町は入湯税が取れるんですかという、1,000円以下では入湯税が取れないと、こういうふうなお話でしたですね。一体なにをされようとしているのかよくわからんのですけども、このあとのレク事業の事業展開をですね明確にされたうえで、町はこのデカップリング事業のなかの温泉掘削というのを考えておられるかどうか。

もう一度、先ほど聞いておったところによりますと、レク事業の展開を考えてない。県の

ほうは21年、22年までまだレク事業の予算持っておるやに聞いておりますけれども、今、打ち出しておかなければ温泉の掘る意味がないのではなからうかと言いますし、この湯は今度第三セクター、もしくはレク事業等で使おうとしたときならば、いくらで買うやに、ような話までは詰めておられないのでしょうか。

この湯は当然に民間業者のもんだと思いますが、そのような質問ございませんでしたか、なかったように思いますけども、今、何て言いました、レク事業のこと。

議長

北村委員長。

産業建設常任委員長 北村博司議員

東篤布議員の質問にお答えいたします。

まず第1点目、レク事業の展開があって、そのレク都市事業の計画のなかで本来はやるべきではないかということでございます。委員会での議論においてはですね、一委員から町として今後のレク都市事業等の展開をどう考えているのかと、この温泉掘削とあわせて。担当課のほうでは湯量、湯の湧出量によってはレク都市事業の展開も検討しているところだと、検討中という答弁に止まっております。それ以上の突っ込んだ議論はございませんでした。

それから入湯税の問題は、これはまた、これは町条例ですんで、今後議論されるべきところであろうと思います。近年、この入湯税の町条例は近年設けたばかりでございまして、以前はございませんでした条例がね、ご承知かと思いますが、現在のところは1,000円以下は免税になっているということでありまして、今後の問題であると思います。そのへんへの発展した議論はございませんでした。入湯税の収入は現在予算書の確認もされましたけれども、町税収入のなかにはございません。入湯税収入は歳入の科目にもなっておりません。

ですから、今後の問題であろうかと思えます。どうなんだという議論はありましたけれども、今後の問題だと思えます。

それから源泉の権利ですけれども、当然、これ掘削したものが保持します。温泉掘削した、これ温泉法という法律がございまして、ご指摘どおりだと思います。ただ、それが民間が持ってるから今後どうなんだと、レク都市事業のなかで買うのか買わないのかと、これ国庫補助事業に該当は私は個人的にはしないだろうと思えますけれども、そういう議論はございませんでした。温泉源泉の権利はどうするんだという、今後どうするんだという議論は委員会のなかではございませんでした。

議長

1 番 東篤布議員。

1 番 東篤布議員

例えば2年ほど前でしょうか、ウォーターバッグ等の予算が出ました。これは漁業組合から出てきた予算であったわけですが、要望であったわけですが、当時の長島町の、いわゆる長期総合計画に則って短期間のいわゆる実施計画もございます。いわゆる漁業振興という点で、漁場の育成であるとかですね放流とか、この関連性を持ったうえで、いわゆるサンマである、イワシ等のウォーターバッグという予算を出していったと、このように記憶しています。

例えば海山区でもあります林業のほうでも出ておりますけれども、これは森林組合等で行っている町の目指している林業育成との整合性があるわけです。例えばこれが、だから先ほど言ったようにレク事業との将来の整合性を考えたうえでですね、やっていかなければならんと思うわけですが、先ほどの委員長のお答えでは今のところない、こうおっしゃってました。それは非常に残念かなと思いますけれども。

もう1点だけお尋ねします。これは今後ともですね、このような意見出ませんでしたか、これは他所の業者でしたね。地元の給食サービスからいろんな点をですね、予算がないということでどんどんどんどんカットしている。やすぎら苑もカットしています。そういったなかで、例えば他所から大手が出てきました。デカップリング事業でやるんですと、10億円の事業を町が3分の1負担しますと、こうおっしゃったときにですね、今後もこのデカップリング事業、デカップリング事業悪いとは言わないんです。他の市町村から来られた業者の方にこのように申請書上がってきた場合に、町は出す意向であると、そのような質問がございましたでしょうか。

地元の予算随分カットされていますよ。そのうえでですね、ある某議員もおっしゃってましたけれども、これだけの多額の予算をカットする。税金にもつながらないですよ。入湯税も入ってこない。あとのレク事業につながっていない、このような批判の話はなかったかどうか。

議長

北村委員長。

産業建設常任委員長 北村博司議員

東篤布議員の再質問にお答えします。

先ほどですね、ウォーターバッグは漁協とおっしゃられましたけれども、資料は、漁協関

係ですね。これはあくまでも個人の有限会社です。それから前にこれ資料として提出されて、委員会に提出されたギョルメクラブも 3,000万円の事業費で町補助金 1,500万円を支出いたしております。

ですから、これで紀北町でほかに森林組合おわせにも支出しております。このときは町補助金が 488万 4,000円でしたか、ですから紀北町として1、2、3、今回4件目ということになります。

それから地元に対する経済波及効果の議論、これはあくまでも想定の範囲でございまして、先ほど申し上げたように入湯税の税収に直結する、しないというのは、今後ですね、湯が出た時点で多分また議論がなされるだろうと思います。流行ったら流行っただけやっぱりそういう議論が出ようかと思えます。今回、免税なのか、課税しておるのかという委員会のなかの議論はありましたけれども、それ以上の発展したとこまではいっておりません。

以上で、回答にならないかと思えますが、終わります。

議長

よろしいですか。

21番 谷節夫君。

21番 谷節夫議員

21番 谷、ただいまの関連でございすけど、温泉が出てからのことじゃなくて、マイナス面ばかりのように思うんですけども、現在ですね、その季の座さんが平成14年にですね、名鉄からホテルと、それからコテージの土地と建物を購入しましてですね、それで現在そういう固定資産税がですね関連なんですけども、17年度でどれぐらい入っておるとか、あるいは私は聞いているところでは、商品の納入業者もですね、この地域からの買い入れをしてですね、相当な経済波及をしていると聞いているんですけども、そのへんも何も出なかったんですか。

議長

北村委員長。

産業建設常任委員長 北村博司議員

谷議員の質問にお答えいたします。

お尋ねのことですけれども、委員のなかからも委員会のなかでは、いわゆる第三セクターの紀伊長島レクリエーション都市開発と、今回、温泉掘削を計画しているサンサービスという会社や、非常に構造的に何かそこらへんがわかりにくい部分でございまして、明確にした

のが、つまりサンサービスは完全な民間企業であるということです。あの部分、ホテルの部分だけがサンサービスが経営して、あとは、ほかの施設はすべて県営施設ですね。

ですから、そのへんの明確にしたということと、雇用者の数もですね、今回48人のうち30名は町民であるということが明らかになっております。それ以上の経済波及効果具体的なものは議論としてはありませんでした。

以上でございます。

議長

21番 谷節夫君。

21番 谷節夫議員

そのホテル季の座ですね、もとであるサンサービスの会社なんですけども、今、そのレクリエーション都市公園のなかでの営業権としては完全にホテルとコテージですね。それから今言われたプールと、それからまた体育館とか、それからオートキャンプ場ですか、これは県が、これは第三セクターのもですね。このへんはどうなんです。

それでそのサンサービスの吉川さんも、その第三セクターに加入しているということで、その管理を県から受けてですね、そこで管理をしているという状態、これは間違いはないんですか、そのへんも出ましたんですか。それをはっきりしておかないとちょっと。

議長

北村委員長。

産業建設常任委員長 北村博司議員

お答えします。

第三セクターの紀伊長島レク都市開発株式会社の社長と、サンサービスの社長は吉川さん同一人物です。ですから第三セクターのほうへは町長が取締役として入ってますけれども、サンサービスのほうは町は全く無関係。これは委員会のなかでの確認としてされています。

それからオートキャンプ場とかプールとかは県営施設です、体育館も。県立施設で管理委託を第三セクターが受けています。サンサービスじゃなしに、第三セクターのほうに管理委託料を受けております。一つそのへんをご理解いただきたい。

議長

ほかにごいませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第48号 平成19年度紀北町簡易水道事業特別会計予算についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

5番 川端龍雄君。

5番 川端龍雄議員

先ほど委員長から鉄筋不足のちょっと説明受けましたんですけどもね、私、全然この現場も把握しておりませんので、どのような建物かもわかりませんんですけども、紀伊長島区十須簡易水道配水池、今のこの説明の委員長からの説明の資料というのですか、十須簡易水道配水池の耐震と聞いたんですけどもね、ちょっとこれ読むとどんな、全然現場わかりませんので、池に鉄筋入れるわけでもないやろし、何か建物が耐震というんか、建物やと思いますやけどもさね、この資料のこれがわかりませんので。

それと現在、こういうような鉄筋が不足であっても、すぐこれに対応しなくても良いんかどうかということが、この質疑でありましたんか、この今の配水池というのがどんなものか、ちょっと委員長おわかりでしたら、ちょっとご説明も加えてお願いしたいと思います。

議長

北村委員長。

産業建設常任委員長 北村博司議員

川端委員にお答えいたします。

配水池、配水池タンクのこととございます。タンクのことです。貯蔵タンクのことです。貯水タンクのことを配水池と言っておりますね。

これはですね、現地は山の尾根に半地下式で半分以上埋設されております。地面のなかまで上部が出ているだけで、今回、実はこういうちょっと誤解、委員会のなかでも議論を呼んだのは、若干、担当課のほうの説明がですね、建築基準法に沿って設計されているような説明を最初されたものですから、そうしますと56年度以後につくられたにもかかわらず、それ以前のものが安全性良好だということに、それ以後平成6年、わずか13年前にできたものがなぜこの建築基準法に沿ってないんだということで再調査するようにと、第三者機関に調査を依頼せえと、こういうことで指示して今回この本会議に間に合うように報告書が出されました。

これは実は建築基準法、その時点では建築基準法ではなしに、水道施設の構造物に対する基準が別途あって、それに沿って設計されたということで、建築基準法は直接関係なかった

わけです。ただ、そのときは担当課のほうもそれ把握しておりませんでしたもんですから、議論を呼んだということでございます。

それと現地は下が谷でございます、中ノ島とか山居等々の現場と違いまして、下が谷で万が一、漏水、半地下式であるということで、漏水を起こしてもすぐには被害、大きな被害は出ることはないだろうという、その後の報告です。

それとやはり半地下式であっても補強工事はしなければならないのではないかという報告を、委員長私は受けております。これは委員会には報告されておられません。委員会閉会後に報告が、こういう報告書が出ました。

以上です。

議長

ほかにございませんか。

7番 玉津充君。

7番 玉津充議員

今、この資料を見せていただいたんですけど、本会議での私の受け取り方が誤解していたかもしれないけど、この資料、実は町内のタンクの施設が、どこにどういうサイズのどういふものがあるって、それぞれの耐震診断ができておるのかどうか、その結果とか、そして今後の計画とかが、こう一目でわかるような一覧表の資料が出てくるんじゃないかなと思っておったんですけど、委員会ではそういう討議なかったですか。

議長

北村委員長。

産業建設常任委員長 北村博司議員

今回ですね、この議論が出たというのは19年度の予算のなかに海山区の配水池の耐震診断の予算があがっていて、紀伊長島区の配水池についてはすでに全部終わっているということでしたんで、委員のなかから、じゃあ、診断が終わったんなら結果を報告してくれというなかで、鉄筋量不足というものが2ヵ所ありました。三浦と十須ですね、ところが三浦は昭和46年で古い施設でございますので、赤羽もFRPが劣化しているというのもやはり昭和48年の築造でございます、新しい十須がなぜ鉄筋量不足して、安全性が問題があるんだということから、再度どういう事情か説明せえということで、急きょ本日の本会議に間に合うように、報告書を提出してもらったものであります。これ自体は委員会で協議いたしておられません。本日までに出示されたものです。以上です。

議長

7番 玉津充君。

7番 玉津充議員

今、私が言ったような書類がですね、委員会のほうで求めて出していただけると、皆さんがこう共有した情報を今後海山区のタンクをやっていくわけですから、そのへんがわかっていいだろうと思うんですけども、委員長としてはお考えいかがでしょう。

議長

委員長じゃなしにね、そういう資料が先ほど言うたように提出されたかどうかという、委員会の経過と結果ですもんで、資料提出はまだ後日にですね、議員として請求してください。

7番 玉津充議員

じゃ今の質問取り消します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

ほかにございませんか。よろしいですか。

以上で質疑を終わります。

次に議案第50号 平成19年度紀北町水道事業会計予算についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

委員長にちょっとお尋ねいたします。

委員長に対してですね、私、本議会でもこの一般会計の訴訟費、水道部分に対してのその内訳をいただきたいというようなことも言ったんですけど、そのなかで委員会においてですね、その予算説明資料があがっていると思うんですけど、私もですね委員長、もらっているんですわ、これ。そしてこれはもう19年度だもんで、予定だもんでいいんですけど、この関連して17年度、18年度の私、もうこれ執行した分ですから、きちんと出してくれと言っても同じような日付も何も書いてないんですよ、支出は。同じようなこの予算分のような書き方になっておる。これ以上私も担当課長に言うてももう責めるようになるんで、これは委員会でそういうとこの指摘もしていただいたらと、していただけなかったら、今度はもう町長に対してですね、また注意をうながすか何かせんならんことなんですもんで、そここのところの質疑かございましたですか。

議長

北村委員長。

産業建設常任委員長 北村博司議員

入江議員にお答えいたします。

実は、一般訴訟費は一般会計のほうでございまして、もうすでに終わっているんですが、水道会計じゃなしに。せっかくですから入江議員は同じものをお持ちだそうです。委員会で提出された一般訴訟費の中身だけ、この際ちょっと説明だけさせていただきます。

一般訴訟費 354万 4,000円のうち、報償費が79万 8,000円、これは裁判に出席する弁護士日当5万円、4人、2回、あと消費税ですね。それから弁護士打ち合わせのための3回、4人分、あわせて79万 8,000円です。それで旅費が職員の旅費が裁判出席と打ち合わせで、あわせて43万 9,200円、それから費用弁償弁護士の旅費が45万 7,400円、それから需用費、食糧費が裁判出席弁護士打ち合わせの弁護士5人と町長、職員2人、4回分の計32人分が8万 9,000円、それから手数料が弁護士中間手数料や意見書作成手数料、これは専門家の意見書作成手数料ですね。これが105万円、弁護士の中間手数料が42万円で、あわせて147万円、あと使用料として会議室の使用料が東京で3回、津で3回、コピー使用代、あわせて28万 8,750円、以上354万 4,000円です。

現在、議題になっております水道会計には直接これ、一般会計のほうですけれども、せっかくですのでご報告させていただきます。

ご指摘のような点は委員会のなかで審議はございませんでした。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

委員長、先ほどですね一般訴訟費のなかでということでしたんですけど、要はこれ私も前議員しているときにですね、これ本当は訴訟問題は総務課だと総務課であがっているんです。だから私はあえて水道課まで待ったのは、これを出す、資料出すのも水道課なんですよ。総務課で上がっている訴訟だったら総務課が担当せないかん。私のときのときは、水道課から出していたはずですよ。なぜそういうふうに分けるんですか。そういうような質疑なかったですか、当然これは大きな問題なんですよ。あえて私は、だから一般の会計でしないで、ここまで待ったんですよ。この資料も総務課からじゃないですよ。現実に委員長、あなたこれ水道課からもらったんじゃないですか。

あなたの言うような総務課だったら、訴訟費のなか総務課というんだったら総務課からもらわなあかん。総務課からは出せないんですよ。そこのとこの審議、また委員長としてですね説明今受けましたけど、そこはどう思いますか。だからそういう質疑あったかということ、そう言ったからさ、言ったからそれに対しての質疑ですよ。

議長

北村委員長。

産業建設常任委員長 北村博司議員

入江議員の再質問にお答えいたします。

ご指摘の言い分はよく理解できます。総務費の一般訴訟費のなかに入っているのと、実際の担当課が違うのはねじれているではないかというご指摘の部分はよくわかります。

ただそのへんが、じゃ総務課が担当せえとか、あるいは水道会計予算に計上すべきだという議論は、委員会のなかではございませんでした。

議長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

これで、産業建設常任委員会に係る部分について、委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑を終了します。

議長

ここで暫時休憩といたします。

40分まで休憩といたします。

(午後 3時 22分)

議長

それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 3時 40分)

日程第3

議長

これより各議案の討論、採決に入ります。

なお、日程第3 発議第2号から、日程第6 議案第7号までの4件については、本会議での審議となっております。質疑、討論、採決の順に取り扱いをいたします。

日程第3 発議第2号 紀北町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、討論を打ち切り採決いたします。

お諮りいたします。

日程第3 発議第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第4

議長

次に日程第4 発議第3号 紀北町議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、討論を打ち切り採決いたします。

お諮りします。

日程第4 発議第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第 5

議長

次に日程第 5 発議第 4 号 紀北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

6 番 北村博司君。

6 番 北村博司議員

発議第 4 号について提出者にお尋ねをいたします。

今回は、報酬及び費用弁償の、旅費費用弁償が止めようという発議ですけれども、これ提出者のお考えをお聞きいたしたいんですが、これに関連して当町議会では政務調査費、年間総額 264万円が予算化され、支出されるわけですがけれども、全額使うとは限らないわけですがけれども、これについて見直しを図るお考えはお持ちでしょうか、提出者にお尋ねいたしたいと思います。

議長

2 番 中村健之君。

2 番 中村健之議員

北村議員の質問にお答えをいたします。

ただいま、この発議第 4 号に関連をいたしまして政調費、いわゆる政務調査費の見直しについて考えがあるかというご質問ですね。この政務調査費についてもこれから私といたしましては、議論をしていく必要はあるという気持ちを持っております。

以上でございます。

議長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、討論を打ち切り採決いたします。

お諮りします。

日程第5 発議第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第6

議長

次に日程第6 議案第7号 紀北町第1次総合計画基本構想についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

7番 玉津充君。

7番 玉津充議員

この策定した基本構想ですね、関係者の方だとか、町民の皆さんへ周知する方法だとか、日程だとかについてお伺いします。

議長

川合企画課長。

川合誠一企画課長

お答えいたします。

これにつきましては、新年度平成19年度にですね、町民の皆様方にこの総合計画をお示しすると、お渡しするということはできませんが、これを要約版にいたしまして全戸に配布する考えでおります。

議長

ほかにございませんか。

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

総合計画の今後について伺いたいと思います。

総合計画というのは、町長は一般質問の経過のなかでもいろいろおっしゃっておられましたけれども合併協定、あるいは新町建設計画、総合計画、行財政改革の方針、これらはすべてこうリンクしていなければなりませんね。それぞれバラバラでは困るわけですが、すでに先般の一般質問で明らかになっているように合併協定とか、新町建設計画の一部がもう反故になっている部分があるわけです。総合計画が計画だけつくって1年経ったらまたどっかへ変わってしまうということはありませんか。

そのへんの、もうとにかく計画だけすればいいんだということはないと思いますが、一つ明確にご答弁いただきたい。しっかり遵守される計画のおつもりかどうか、確認しておきたいと思います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

総合計画はですね、今後の町政の基本的なものを含めて、あらゆる面に網羅していると考えています。しかるに、この計画に則った行政をしてまいりたいと考えております。

議長

よろしいですか、ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、討論を打ち切り採決いたします。

お諮りします。

日程第6 議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第7

議長

次に日程第7 議案第8号 辺地に係る公共的施設の総合計画についてを議題といたします。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第7 議案第8号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、議案第8号は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第8

議長

次に日程第8 議案第9号 地域自治区の設置に関する協議書に定められた事項を変更する条例を議題といたします。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第8 議案第9号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、議案第9号は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第9

議長

次に日程第9 議案第10号 紀北町副町長定数条例を議題といたします。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第9 議案第10号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、議案第10号は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第10

議長

次に日程第10 議案第11号 紀北町災害援護資金償還事業基金条例を議題といたします。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第10 議案第11号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、議案第11号は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第11

議長

次に日程第11 議案第12号 紀北町行政組織条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第11 議案第12号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、議案第12号は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第12

議長

次に日程第12 議案第13号 紀北町総合支所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第12 議案第13号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、議案第13号は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第13

議長

次に日程第13 議案第14号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第13 議案第14号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、議案第14号は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第14

議長

次に日程第14 議案第15号 紀北町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第14 議案第15号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、議案第15号は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第15

議長

次に日程第15 議案第16号 紀北町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第15 議案第16号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、議案第16号は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第16

議長

次に日程第16 議案第17号 紀北町長、助役及び収入役の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第16 議案第17号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、議案第17号は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第17

議長

次に日程第17 議案第18号 紀北町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第17 議案第18号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、議案第18号は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第18

議長

次に日程第18 議案第19号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

17番 松永征也君。

17番 松永征也議員

議案第19号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論いたします。

本町を取り巻く状況は、少子高齢化の急速な進展、及び国の三位一体改革などにより、大変厳しい状況にあります。これに対処していくため、平成18年6月紀北町行財政改革推進委員会の答申に基づいて、紀北町行財政改革大綱を策定するとともに、役場内に助役を中心として職員による行財政改革推進本部、及び行財政改革ワーキンググループを立ち上げ、人件費の削減及び組織機構の見直し等が真剣に検討されてきたと聞いております。

このような経過をもって、平成19年度予算において退職者の不補充、並びに特別職及び一般職の給料、職員手当、旅費等の削減により、人件費が前年度に比べ6%減となる1億1,300万円の削減が行われております。本議案はこれに関連して、管理職手当等を削減してこうとするものであります。職員各位には町の厳しい財政状況をよく認識されたものであり、

心から敬意と感謝を申し上げますとともに、職員の皆様には紀北町発展のため、今後とも粉骨砕身取り組んでいただくことを願うものであります。

以上の理由から本議案に賛成し、賛成討論といたします。

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第18 議案第19号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、議案第19号は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第19

議長

次に日程第19 議案第20号 紀北町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第19 議案第20号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、議案第20号は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第20

議長

次に日程第20 議案第21号 紀北町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

15番 中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

議案第21号について反対討論をいたします。

私は、この審議のなかでも旧海山町、平成12年当時ですが、この収納率が下がらなかったという結果が出ていたということも、1つの理由にあげられておりました。しかし、あの当時と比べると随分、今当町においても金融機関の統廃合なんかも進みまして、唯一残っている郵便局も相当どうなるかわからないという不安定な状況でございます。

何といいましても、この納税義務というのは国民の義務でもありますが、本当に納税をしやすい状況、これが大事かと思えます。この一部改正によりまして、納期前の納付に関する報奨金、これが廃止をする。紀伊長島区においては納税組合がなくなるということが今、もうすでに一人歩きしております。このことは収納率を下げってしまうのではないかという、私

の一番大きな危惧であります。一番大きな財源でもあるこの税の収納、これについてはですね、毎回議会のなかでも、委員会のなかでも言われるように収納率を下げてはならん。できるだけ上げるようにということで意見が出ておりますが、この厳しい財政状況にあるなかです、それだけに財源確保のためのこの税の収納率、これを上げるために努力しなくてはならん。税を納めるほうも、また集めるほうも本当にお互い一番良い方法ではなかったかと思えます。

百歩譲ってこの廃止をするにしても、ある程度時期を一定期間もちながら、納税者にも説明をしながら、この納税組合の廃止とか、報奨金の廃止というものを進めるのであればしていかないと、突然に出てきたこの納税組合の廃止、これによって確かに私の村でもお年寄りの方が多いわけでございますけれど、どのように納税したらいいのか、かなりの部分がこの納税組合に頼っていただけに迷うんではないか、そのような意見も税金を集めていた方、納税組合の方自身にもお聞きしております。

そういう意味では、この条例の一部改正、1年ぐらゐの余裕をもって皆さんに周知徹底をして実行をしていく、そういう姿勢が必要ではなかったか、そのように強く感じるものでございます。いずれにいたしましても、収納率が一番の私は危惧するところで、これを下げる、そのようなことにつながらなければいいんですが、金融機関の統廃合、高齢化に伴う振替納税が一番の基本ではございますけれど、その振替の事務すらなかなか手続き上、お年寄りにとっては面倒なことであるということから、滞納してしまうことも考えられるということから、私は本条例の改正に反対をするわけでございます。

以上、理由をいろいろ述べましたけれど、この21号については今申し上げましたように、その理由でこの条例案の改正については反対をいたします。

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第20 議案第21号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(多 数 挙 手)

議長

挙手多数です。

したがって、議案第21号は委員長報告のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第21

議長

次に日程第21 議案第22号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第21 議案第22号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(多 数 挙 手)

議長

挙手多数です。

したがって、議案第22号は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第22

議長

次に日程第22 議案第23号 紀北町海岸国有地管理審議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第22 議案第23号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、議案第23号は委員長報告のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第23

議長

次に日程第23 議案第24号 紀北町地震災害警戒本部条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第23 議案第24号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、議案第24号は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第24

議長

次に日程第24 議案第25号 紀北町奨学金貸与条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第24 議案第25号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、議案第25号は委員長報告のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第25

議長

次に日程第25 議案第26号 紀北町郷土資料館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第25 議案第26号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、議案第26号は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第26

議長

次に日程第26 議案第27号 紀北町水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第26 議案第27号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、議案第27号は委員長報告のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第27

議長

次に日程第27 議案第28号 紀北町低開発地域工業開発地域の指定に伴う固定資産税の特例措置に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

日程第27 議案第28号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、議案第28号は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第28

議長

次に日程第28 議案第29号 紀北広域連合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第28 議案第29号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、議案第29号は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第29

議長

次に日程第29 議案第30号 三重紀北消防組合格規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第29 議案第30号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、議案第30号は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第30

議長

次に日程第30 議案第31号 三重県自治会館組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第30 議案第31号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、議案第31号は委員長報告のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第31

議長

次に日程第31 議案第32号 三重県市町職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議についてを議題といたします。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第31 議案第32号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、議案第32号は委員長報告のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第32

議長

次に日程第32 議案第33号 三重県市町職員退職手当組合の規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第32 議案第33号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、議案第33号は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第33

議長

次に日程第33 議案第34号 三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第33 議案第34号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、議案第34号は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第34

議長

次に日程第34 議案第35号 やすらぎ苑組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第34 議案第35号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、議案第35号は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第35

議長

次に日程第35 議案第36号 東紀州農業共済事務組合理約の変更に関する協議についてを議題といたします。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第35 議案第36号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、議案第36号は委員長報告のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第36

議長

次に日程第36 議案第37号 紀北町地域産物展示販売施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

1番 東篤布、議案第37号 地域産物展示販売施設の指定管理者の指定について、いわゆるこれは4月1日まで、本年4月1日までの期間であったけれども、高速道路にかかわってですね、今の紀北町としてはこのお魚らんどというところを廃止と決定しておると、ただし、国等の協議の結果、まだ用地立ち退きの話が済んでいないから9月31日までと、僕は立ち退きには賛成の立場ではないんですけども、この施設の管理者を延ばして、僕はこの施設そのものを温存しておきたいという考えなものですから、この指定管理者の指定を延ばすこれについては反対ではないわけです。賛成になるわけで、賛成討論させていただきます。

でき得れば、町がこの用地交渉等にですね、国と個人との間にしっかりと入っていただい

て、なかに入っておられる3者の皆さんですか、その方々の話をよく聞いて、その方々の要望が国に通じるように通訳の役目をしてあげてほしい。

国がおっしゃるのはですね、そういう役目を町にしてほしいとこう申していますので、今ここに僕は第1次総合計画というのを持ってきています。これは10カ年の総合計画です。これからこの町をどうしていこうかと、人口どうやって増やしていこうか、確かこの前の総合計画の報告では2万3,000人を目指している。そのなかの5,000人が交流人口であると、いわゆる観光客等であるところになっております。いわゆるこの基本構想のなかの2部のところですね、基本構想があります。ここに第1章 まちづくりの基本方針、ここにございまして、いわゆる地域の資源を生かした創意工夫のまちづくり、ここにございます。

もう1点は、観光産業の推進、いわゆるレク都市の整備等載ってましたね。いわゆる地域でとれた地産地消、魚、木もそうですけども、それを販売していこうというのが、この場所だと思っわけです。高速道路が来ることによって、このお魚らんどが今から僕が発展していくんではなかろうかと、町の目指しておる人口増加、いわゆる交流人口が増えるんじゃないかと思っわけです。

今一度ですね、今現在は廃止の方向でおられますけども、私はそもそも海山の高速道のインターの取り付け道そのものが将来の海山区のためを思えば、交流人口の増加どころか減少につながると思っわけです。なぜならば国道42号線に対して直角にこう入る形になります。するとそこに信号機が付きます。当初の計画では42号線からスッと乗れるように、いわゆる加速車線をつくってですね、信号機を設けないとこのような計画でした。それができたならば、このお魚らんどをもっと広げて、この海山区でとれた、紀北町でとれた魚、いわゆる農産物をあそこで販売すれば、ここは料金所がありませんから、高速道。スッと下りてきてですね、長いあいだ頑張ってきた皆さんがこれからやっと日の目が見えるなと思っわけおった矢先にですね、このようなお魚らんど廃止という決定をなされた。非常に残念でなりません。

どうかこれをもう一度考え直してほしい、見直しをかけることによって必ずですね、例えばここに総合計画に書いてます。将来を見据えてですね、地域の資源を生かした創意工夫のまちづくり、これに則ってやろうとするならば当然今から見直しかけても、私は遅くないと思っわけです。それを切に海山区の皆さんの立場に立ちましてですね強く要望して、またなおかつ、この施設のなかに入っておられる皆さん、この方々の味方をしてあげるの町でしかないわけです。是非それを強く要望してこの第37号議案について、賛成の討論とさせていただきます。ありがとうございました。

議長

他に賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第36 議案第37号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(多 数 挙 手)

議長

挙手多数です。

したがって、議案第37号は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第37

議長

次に日程第37 議案第38号 紀北町森林公園オートキャンプ場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

21番 谷節夫君。

21番 谷節夫議員

21番 谷、議案第38号 紀北町森林公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について、賛成討論をいたします。

町が平成19年1月にキャンプイン海山の指定管理者募集を始めました。いくつかの事業所の応募のなかから特定非営利活動法人、ふるさと企画舎が厳しい審査の結果、選ばれたのでございます。指定管理料は年間2,500万円以内、売上目標額を3,000万円と定め、それを上回った場合その額の7割を町が報償費として指定管理者に支払う。目標額を下回った場合は、その額の7割を指定管理者が町に負担する。業務に要する経費がこのように定めてあります。売店業務の収益は指定管理者の収益と位置づけております。

平成13年度から、17年度の5年間の収支実績のなかで収入額を見ると、13年度で2,704万6,000円、14年度で3,471万円、15年度で3,294万2,000円、16年度で2,889万8,000円、17年度で2,964万1,000円、3,000万円を切れております。原因は9月29日の豪雨によって平成16年度では10月から12月まで3ヵ月間営業停止をしたことが原因となっております。

また、17年度においては災害時の影響でオートサイトが半分使えない状態でありましたので、応募のなかでそうした結果になっております。応募のなかでその他の事項においては、この収入額を見るとき、やはり災害が一番恐い、もちろん夏型の事業だけにその時期の天候が随分収入が左右されると危惧いたします。もちろん町は業務が困難になった場合等の措置のなかで、いくつかの事項をあげられておりますが、施設の維持管理やキャンプ場海山インの宣伝に関しては、町もできるだけの協力をしなければいけない。していただきたいと思っております。

また、指定の期間であります、19年4月1日から21年3月31日までの2年間となっておりますが、同僚議員からの質問もありましたが、理事長田上氏はじめ、会員名簿を見る限り、13名の会員の皆さんは紀北町の発展のためにいろんな場所で活躍をしておられる団体でございます。せめて2年後の公募のときは、良い実績が上げられるとしたら、早い時期にその延長ができるような配慮ができないかを踏まえてですね、指定管理者の特定非営利活動法人ふるさと企画舎を指定することに賛成討論をいたします。

以上でございます。

議長

他に賛成討論される方はございませんか。

10番 岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

議案第38号に対する賛成討論を行います。

本議案は、紀北町森林公園オートキャンプ場を指定管理者制度によってふるさと企画舎を

選定しようとするものであります。この選定の経過、また内容を見ましたときに、ふるさと企画舎は町内におきまして自然との共生や、あるいは環境保全を第一に打ち出しております、常に誠意ある日常活動を行っている民間団体であります。またまちづくりの推進や子どもの健全育成をも図っている最も適切な団体であろうと考えます。そういう立場から、本議案に対して積極的に賛成する立場で討論をさせていただきます。

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第37 議案第38号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、議案第38号は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第38

議長

次に日程第38 議案第39号 平成18年度紀北町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

21番 谷節夫君。

21番 谷節夫議員

39号 紀北町一般会計補正予算の賛成討論をいたします。

紀北町地区集会所建設、事業費の紀伊長島区下地と海山区鯨の集会所が予算措置されました。実は16年度の水害において両地区の集会所がともに水害に遭い、非常に町民が困りました。それで委員長報告では鯨では道路60cm上げる。下地も高い建物になろうかと思いますが、ともかく高齢社会が進んでおりまして、特に建物にはトイレと、それから入口を広くバリアフリーにするとか、そのスロープを付けるとかという、そういう建設に対しては地元の意向を十分お聞きになっていただいて良い公民館を、集会所を建てていただくよう切にお願いいたしまして、賛成討論に代えさせていただきます。

議長

ほかに賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第38 議案第39号について、各委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、議案第39号は各委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第39

議長

次に日程第39 議案第40号 平成18年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

賛成討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

以上で、討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第39 議案第40号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（ 全 員 挙 手 ）

議長

挙手全員です。

したがって、議案第40号は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第40

議長

次に日程第40 議案第41号 平成18年度紀北町老人保健特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第40 議案第41号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、議案第41号は委員長報告のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第41

議長

次に日程第41 議案第42号 平成18年度紀北町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第41 議案第42号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、議案第42号は委員長報告のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第42

議長

次に日程第42 議案第43号 平成18年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第42 議案第43号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、議案第43号は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第43

議長

次に日程第43 議案第44号 平成18年度紀北町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

賛成討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

以上で、討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第43 議案第44号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（ 全 員 挙 手 ）

議長

挙手全員です。

したがって、議案第44号は委員長報告のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第44

議長

次に日程第44 議案第45号 平成19年度紀北町一般会計予算を議題といたします。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

1番 東篤布、大事な今年度のこの一般会計予算で反対するなんてというのは、まずこんなアホはおらん。非常にね、僕は残念でならんのです。例えば、これだけの予算書があるんです、皆さんね。これを3つの常任委員会に分けてね、僕は総務財政、あと教育民生、産業建設に分かれて審議する。いろいろ審議したけれどもなかの数字が一点も直されないんです。今後の要望を付けたりね、付帯決議というのはなかなかないんですけども、せめて要望するぐらい、実際につくられたこの資料は変わっていかないんですよ。これ大変なご苦労はあつてつくっておられるのはよくわかります。しかしなれど、このなかにはねもう少し審議したうえでなければ、こういう無闇にあげていくことによってあとから困りはせんかという予算もあります。

もう1つここにね、長期総合計画かかれています。町長もご存じだと思います。これをつくった企画の課長も皆さんも50ページにこういうこと書いてます。協働のまちづくりプロジェクト、行政はこれまで多くの公共サービスを行ってきました。この役割を見直して、これからは住民や地域、ボランティアの皆さん、NPOの皆さんとともにですね多様な人々の意見を聞いたうえでシステムを転換していく必要があると、そのためにはまちづくりの基本条例、まちづくりの基本条例の制定に住民の皆さんにも参画していただいてシステムを確立し、住民の皆様がまちづくりに参加できる場をつくっていこう。これからの地域自治を担っていく人材を育てていこうと、こう書かれております。

そういった意味で、私はこれをつくっていただいた職員の皆さん、非常にご苦労さんだったと思います。しかしなれど、今一度せつかく各委員さんが、議員さんが分かれて常任委員会でもんだ、そこで多少なりとでも変更が可能なようなこれからは審議に持っていかねばならんと思います。

そこで具体的に、どの部分で反対かと申し上げますと、荷坂やすらぎ苑の今までですね、あれが予算計上されない、バス台が入っていないという点、それと配食サービス等わずかな金額です。福祉の町、福祉を目指していこうとおっしゃっていますがね、わずかな点でたかが数10万円、その予算がへつられておる。たくさんある。そのなかで三重県型デカップリン

グ総合事業、町にとって何の利益があるのか見えてこない。

例えばこれを認めてしまいますとですね、いや私はこれは必要だと思います。ただ町がこの事業を通して、これからのレク事業何をしていくのかという計画がないことが無謀な予算の提出だということを言いたいわけです。その長期展望が、せっかくなつくたこの長期総合計画あるのであれば、海山のインター集客施設をどうやってつくっていく、どうやって集客率を高めていこうかと思うのであれば、数10年前から行っておられるレク事業に対して、この土地でこれだけの1億数千万という金をかけて、なおかつそれに県民のお金を投入して、町民のお金を投入してやろうというのであれば、その次のこの10ヵ年のプランに則った町独自のレクリエーション計画がなければならぬということを言いたいわけです。

非常にこれつくっていただいた職員の皆さんに本当に申し訳ありませんが、私は個人的には今後の紀北町の議会のためを思いまして、そういうふうな修正するというのも大切ななところと思います。

よって、もう少し審議されてこの予算書、まだ時間があります。時間をかけてもう少し見直しをかけて足りない部分は補足して、要らない部分はカットしてでも、それがこの議会だと思いますので、この一般会計予算は納得できません。

以上、ありがとうございました。

議長

賛成討論される方はございませんか。

21番 谷節夫君。

21番 谷節夫議員

議案第45号 平成19年度紀北町一般会計予算に対して賛成討論をいたします。

議会費、総務課、財政課、出納室、企画課、税務課、福祉保健課、住民課、産業振興課、建設課、危機管理課、水道課、教育委員会、教育委員会をはじめとして、13課の各課長が力を入れて初年度の予算については緊縮予算でいろいろと議論が交わされましたが、そのなかでも私は小学校校舎と施設営繕事業、各小学校のトイレの一部を洋式ですということ、私はこの学校では地域の交流が今、障害者と、あるいは地域との交流を学校が推し進めております。そんななかで車イスが入れるトイレが必要となってきた。よく学校側と相談して使いやすいそうしたトイレをつくってあげてほしいと、強く念願するものであります。

それともう1つ、建設課におけるただいま前者議員が反対された三重県型デカップリング総合支援事業費 6,000万円については、昭和44年12月にレクリエーション都市の第1号に選

択されて片上、城の浜、古里、三浦、大白の地区を区域設定いたしまして、三重県が第三セクターとして紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社を発足させました。私は今日の賛成はやはりこのレクリエーション都市をこれから前者議員もおっしゃったように、この核になるやはり事業として私は賛成するのであります。

今までに国庫事業費を 124億 8,410万円、そのなかで紀伊長島町に対しては98億 9,800万円、そして海山町に対しては26億 8,610万円。県単事業として15億 7,560万円、紀伊長島町においては12億 6,700万円、海山町においては3億 860万円。合計で 140億 6,000万円の投資をされております。また民間事業では 165億円という膨大な投資をされております。紀伊長島町では 111億 6,500万円、そして海山町では28億 9,500万円という多額の投資をされているわけです。

そして、昭和57年にレク都市会社を解散させ、58年には筆頭株主の名古屋鉄道ホテルが新会社を設立いたしました。その名古屋鉄道もバブル崩壊で窮したわけでございます。しかしそのあとですね、今のホテル、コテージの土地と建物を買い取り、ホテル、コテージの直接経営することになったと聞いております。つまり今の季の座でございます。

なお、第三セクターに参加して県所有のオートキャンプ場、あるいは体育館、プール等の管理運営も、これは訂正いたします。これは季の座の社長であります吉川さんがレクリエーションホテルの社長になっておりますということで、先ほど建設委員長からの報告がありましたとおりであります。

また、(株)サンサービスコーポレーション、平成14年3月6日に起工式をして、そして14年の6月にホテル季の座をオープンしております。そんななかで平成17年度の利用者数は宿泊客のみだけで参考にしますと、2万 1,732名来ておるそうでございます。そして12月の寒いときには 1,689名、それから1月1,495名、2月 1,529名、それから夏の暑い最盛期には、1,812人、8月には 3,642名、9月には 1,847名と、やはり冬場は非常にその集客が少ない。それでここで温泉があることによって、この冬場の利用客を増大さすということが、私は可能ではないかと思っているのであります。

参考までに私は、季の座さんはどのようにこの紀北町に貢献というか、どのようなお金の落とし方をしてくださっているのかということで、季の座のほうに問い合わせたところですね、まず17年度の固定資産税を 636万 1,000円支払ってくれております。そして住民税で、100万 3,300円となっているそうです。それから17年度のこれは委員長からの報告でもありましたけども、17年度でしたかね、社員が地元紀北町で27名、それから尾鷲・大紀町で48名、

合計75名、私の手元に届いた統計では18年度で地元が39名で、そして尾鷲と大紀町も39名、今現在78名のスタッフを雇用しているということです。

そしてなおかつ、17年度に地元で食材とか燃費とか、そしてまた自動車の車検等を受けるのにですね1億3,000万円を紀北町に落としているというお知らせでございます。私はかつてやはり、あくまでも私は前者議員がおっしゃったように、やっぱりレク都市をどうするかという、もちろん紀北町のそうした計画は絶対これは必要であります。そして大白のテニスコートも随分これは宿泊施設はありませんが、私は近所に事業を持っておりますので、このテニスコートもいつも満タンに使用されていると私は確信しております。

ですから、この件については議員は何も言わず、ともかくここに応援してですね、紀北町の、やっぱり東紀州の玄関口である、この季の座を私たちの応接間、あるいは三県サミットとかいろいろな催し、体育事業があるときにもやはりそのホテルとして使用する季の座を守る、守ると言い方はおかしいんですが、やっぱり栄えさせていくことを願って、私は紀北町もやはり事業誘致という意味でも賛成討論いたす次第であります。どうか皆さんよろしくご理解をお願いします。

会議時間の延長について

議長

この際ですので、時間延長を宣告いたします。

議長

次に反対討論される方はございませんか。

10番 岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

10番 岩見雅夫、この第45号 一般会計にですね、反対の立場から討論をいたします。

今議会におきまして数々の論議がされましたように、今、非常に住民の方々、国民の皆さま

んは大変な状況になっております。こういったときに、住民自治を基本にして自治体であるこの町が、こんなときこそ生活の防波堤となって町民の皆さんの暮らしを守る立場から、この19年度当初予算を編成する、そういう基本姿勢が非常に大事ではないかと思うんです。

特に何よりも福祉の後退を取り戻す、そして社会保障の原点に立って限られた予算を町民のために執行する、そういう基本がこの予算編成にあたって貫かれていかなければならないのではないかというふうに考えます。

私は、この主要事業を今回提案されている事業に何もすべてにですね反対をするものではありません。しかし、こういった観点に立って見たときに、果たしてこの提案されたいくつかの主要事業がですね、本当に住民の合意を得たものであるかどうか、住民の要求に基づく切実なものであるかどうかということを考えますと、大いに疑問を持つものであります。

特に今議会で論議をされました三重県型デカップリング支援事業の問題につきましては、2,000万円という多額の町財政の負担が事業の基金取り崩しによって行われます。これは1つの代表的なケースではないかと思いますが、こういった主要な事業を提起するときにはですね、やはり住民多数の合意、住民代表である議会に対する事前説明も含めまして、十分な慎重な提起があってしかるべきではないかというふうに考えます。

そういった立場から、今の状況のなかで福祉の遅れも取り戻さず、また社会保障の問題につきましても後退を続けているなかで、多額の町負担を支出するというこの19年度予算編成の基本については賛成できない。そういう立場から反対討論をいたします。

議長

次に賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

反対討論される方はございませんか。

19番 奥村武生君。

19番 奥村武生議員

19番 奥村であります。この点について、今の議題の問題について反対の立場から討論をいたします。

まず、今、紀北町が一番成しえなければならないことは、財政の健全化及び再建ではないでしょうか。そしてこれは少し遡りますけども選挙の期間中です。その流れは住民の一番の関心事は、140数億円と言われる借金をどのように返済し、どのように新たな紀北町をつく

っていくのかという1点につきるといふふうに私は感じた次第です。

だから私は、本来は議員の定数削減には多彩な意見を封殺し、なおかつ親戚の多い人とか、あるいは会社を営んでいる人が有利なかで、若者の貴重な意見とか、あるいは正義感に燃えた若者が選挙に出る、そのような刷新のためには経費削減はあってはならないという持論ではありましたけれども、住民の皆さんの要望はあくまでも財政再建を基本とする要望でございました。

したがって、私は大幅定員削減という苦渋の決断をしたわけでありまして。ひとえにこれは直面する紀北町の財政を1日も早く建て直し、そして新しい紀北町の未来を築かなければならない。そのためには我が議員そのものが、我が身を削って、そして行政に対して強い姿勢で臨む、これこそ本来のあり方ではないかと思ったわけでありまして。

そして12月の財政再建及び健全化について質問をしたところ、町長から素晴らしいご意見をいただきましたので、非常に満足をしていたところではありますけれども、今回のデカップリングを見まして実に落胆をした次第であります。次のいずれかの議会において補助金というものについて説明をし、意見を申し上げたいとは思いますが、本来補助金というものは出す場合は厳重な審査を行い、安易に出すものではないわけです。極端なことを言えば、あってはならない筋合いのものなのです。だからどうしても出す場合は、その活動を支えるもの以外はあってはならないというのが私の考えであります。

例えばスポーツにあってはですね、スポーツをしたいけれどもグラウンドがない、あるいはその陸上の試合に行くにも伊勢のようなスパイクが通るグラウンドがないとか、あるいは音楽を本当に勉強したいけれども、ピアノで練習する場所がないから音楽の練習はできない。音楽室とかピアノを用意してほしいとか、子どものなかにも多彩な要求がこれあります。そういうのを支えていくのが、本来町が使う補助金であると思うのです。今回の支出は多くの点で間違いをおかしているのではないかと思うわけでありまして。

今、住民のなかに不満が渦巻いているのは、筋の通らないことを今まで随分やってきたということです。だから今、筋の通ったことをやらないと、本当に住民の皆さんから支持は得られなく、ドラマチックなかつ改革を行おうと思ったときにできないのではないかと思うのであります。先ほどの問題、一般質問でもかつて言いましたけれども、沿岸漁業構造改善事業なるものもですね、これはもう初めからボタンがかけ違っていたわけです。だからだれも、どの議員もそのこれが始まって以来、是正しようとしなかったために、結局は6,061万9,168円もの税金が平成7年度から現在まで積み重なっているわけです。だれが責任を取るんで

しょうか。前の町長とです、そのときにこの予算に賛成した議員以外何者でもないわけです。そういうことが、このことはだれも知りませんよ。

私は、前議員していた瀧本から少し聞いたものですから、これはおかしいなと思っていた次第で、このことが町内に明らかになればですね、これは大問題になるのではないのでしょうか。

議長

19年度の紀北町一般会計予算を議題とお願いいたします。

経過はあまり、現時点の予算について述べていただきたいと、そのようをお願い申し上げます。

19番 奥村武生議員

そういう筋を通さなければ、もう町は持たないというなかにあって、このデカップリングというのはいかがなものか、例えば今回、今の今までですね、この季の座のバランスシートが公開をされていない。これは識者に言わせれば異常な事態なんですよ。資産がどれだけあって負債がどれだけあって資本金がどれだけなのか、あるいは損益計算書、これはですね売上に対して収益がどれだけあるのか、売上に対して借金がどれだけあるのか、あるいは自己資本率がどうなのか、キャッシュフローがどうなのか、そういうものを明らかにするよう、昨日お願いしたわけですが、一切答えは返ってこないわけです。このような覆い隠した秘密のベールに包まれた会社に対して、この2,000万円もの金をつぎ込んでええもんかどうかいということは、極めて疑問を感じるところであります。

また、今回の予算ではですね緊縮財政だといいいながら、他方では引本小学校はどうでしょうか、私はこれは途中からかわりましたけども、あの昔の幼稚園跡で子どもたちがほたえてですね、そして壁にぶつかって道路に落ちたら大変だからという形で、地区から要求が上がったそうですけども、私はこれをまたある人から早くしないとと言われて、去年の年末に教育委員会に出かけて早期着工と、それからそのあとのレンガ一段分ぐらいの高さにするようお願いしてできたところですが、これだって地元の人に言わせれば中途半端ですねということなんです。このような大切な予算を使わずに、大切な予算をですね本来のあるべきところに使わずに、十分な審査もしない会社にこのようなことでは町民の理解は得られないのではないかと思うのです。

そして将来を担う子どもたちがですね、存在する小学校や中学校に直接配分される予算も減額されているわけです。これは責任を持って子どもたちを豊かな心で育てようとして

いる学校の先生や地元のPTA、そしてそれを取り巻く住民の皆さんに深い衝撃とショックを与えたのではないかと思います。このようなメリハリのない予算を組み、なおかつ筋の通らない予算を組むということは、到底納得できないものであるのです。

またこの掘削についても直近の最も力のある温泉の掘削者に聞いたところ、ほとんど800mぐらいで出るんだと、だから本来は1.2kmじゃなしにですね、800mぐらいの予算で本来は組んでくるべきなんです。これは明らかにオーバーワークと言われてもやむを得ないのではないのでしょうか。

そしてまた今、漁業はどういう状況になっているのかご存じだと思うんです。高齢化し、ますます船の大型船が、かつては日本ではですね、三重の引本港でとった30数隻の大型船がいたのが、国の無策のためにですね今ほとんど一桁になっているわけです。そして非常に厳しい状況にある。あるいは一本釣り業者がもうほとんど生活ができない状況にあり、なおかつ3年前の私が申し上げた大水害のあと、消化剤をまき散らし、その1ヵ月後に降った大雨によってドッと流れですね、泥と消化剤によってもう目茶苦茶な状況になっている。それに対して町は具体的な支援策をしたのか否や、してない。十分なことはしてないんです。これは漁業組合長が直接県に交渉して、そして砂浜に突き刺さった木々なんかを取り除いて初めて、延縄の皆さんが営業ができるようになったわけです。

このような現場の実態を知らずにですね予算を組むからこんなこと、いろんなアンバランスが起きるのではないのでしょうか。今、住民が一番頼りにしているのは稚魚の放流で生活を支えることなんです。漁業の生活を、具体的にこ入れが必要なんです。すべてにおいて具体的にこ入れが必要なんです。にもかかわらずこの稚魚代まで削ってきている。考えられんことなんです。先ほどの各学校に対する予算の配分、そしてこの稚魚代の減額、どう考えてもこれは納得できる筋合いのものではないのであります。

また他方、本来この基金はですね、紀北町地域づくり事業基金条例、平成17年10月11日条例第54号第1号、多様な歴史、伝統文化、産業等の特性を生かした独走的、個性的な魅力あふれたまちづくりを推進するため、紀北町地域づくり事業基金を設置する。この条例を満たしているとはとても思えないのであります。確実な条例違反です、これは。ねじ曲げて使っているわけですよ、この条例を。

出すところが一般財源がないから、どこにしようかと考えぬいた挙げ句ここから出してきているという筋合いのものだと私は思うのであります。本来このような基金は、例えばどのように使うべきか、かつては魚飛溪谷、これは名のごとくですね、激流が渦巻き鮎が飛び跳

ね、過ぐる数10年前、私が中学校3年生のときなんかはもう銚子川の下流に行けばですね、手づかみで鮎が40匹から50匹とれたような時代だったわけです。それが多くのクチスボダムの水を海山のほうへよう引っ張ってこんとか、行政の怠慢によってですね。

議長

現行の議題をお願いします。

19番 奥村武生議員

関連のあることじゃないですか、現行の議題じゃないですか。何にも間違っていないですよ私の言っていることは、関連はありますよこれは。表面的なことをとって言うからおかしくなるんですよ、あなたは。

なぜ、この質が間違いかということは、この基金は本来どこに使うべきか、予算はどのように配分すべきかということを十分関連があるのではないのでしょうか、私は議長の阻止は極めて遺憾であると思うのであります。

議長

注意させていただきただけです。どうぞお続けください。

19番 奥村武生議員

これはオートキャンプ場の責任者に今度なられた田上さんらがかつて導入して、非常に評価を得たことですが、いわゆる魚飛、銚子川についてもかつては自然の脅威を抑えるために一律的な工事がなされてきた。しかし、これからは鮎が遡り、そして葦が生え、そしてそこで魚が産卵をするような川につくる変えることは可能なんですよ。これがどれぐらい費用がかかるかと言ったら、約800万円ぐらいでできるという話でした。本来このような、基金というのはですね、このようなところに使うべきではないかと私は思うわけでありまして。

最後にですね、今回のデカップリングについては100人いれば100人とも、99人までが反対、もしくは沈黙をするのではないのでしょうか。私は筋が通ってないと申しましたけども、これからの行政は住民の気持ちを中心にして合意を形成して進むべきだと思うのです。その合意なくして独走すれば、また同じように、ねじれ現象を起こし、おかしくなるのではないのでしょうか。これからは住民の理解が得られなければ本当の紀北町をつくることができないのではないかと思うのであります。

何でこんなことに今までなってきたのか、これは締めとして申し上げますけども、結局は行政の町民に対する責任感の欠如、そして次は住民の皆さんにも責任のあることですが、チェック機能を果たす議員を選んでないということに尽きるのです。親戚が多い、会社の役

員が等で社員がいる。あるいは仲間などの付き合いが広い、このような人を背景にして議員が選ばれてきているわけですから、だからチェック機能を果たす能力のない人が今まで出てきたわけです。このためにこんな70数億円も。

議長

奥村議員、発言には注意をしていただきたいと思います。

(「議事進行」と呼び者あり)

議長

ただいま討論中ですので、討論のほうをよろしく願いいたします。

引き続きお願いいたします。

なお、発言には注意していただきたいと思います、そのように思います。

19番 奥村武生議員

あと30秒です。

本来、公人を選ぶには付き合いと、公のことをごっちゃにしてはならないというのが私の結論であります。以上で討論を終わらせていただきます。

以上の立場から、断腸の思いで紀北町一般会計予算に反対するものであります。

以上です。

議長

次に反対討論される方はございませんか。

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

議案第45号 平成19年度一般会計予算案の反対討論をさせていただきます。

私は、三国志諸葛孔明が言った言葉で、「泣いて馬謖を斬る」という言葉があるように、私は泣いてこの平成19年度一般会計予算を反対いたします。

その理由を今から述べさせていただきます。

私は、昨年11月4日の投票日の紀北町となって初めての紀北町議会議員選挙に立候補し、多くの町民の温かい支持をいただき、当選させていただきました。その選挙戦のなかで、私は町民の皆様に訴え、公約してきたことは、今のZTVで放映されている議会を見て、町民の意見を、また思いを反映されていない議会に憤りを感じて立候補いたしました。そして当選させていただきましたならば、必ずしや町民の皆さんの思いを、また意見を反映させた議会にいたしますという公約をしてまいりました。

そして選挙後、初めての昨年12月議会において、私は町長に合併して良かったと評価するのはだれですかと質問いたしました。町長は即座に町民ですと答えました。そして私もそうですと答えました。しかし、町民の評価は決して良くない。そして合併当初から財政が苦しいとって緊縮予算だといって町民に直結する福祉予算、教育予算、また高齢者による福祉予算を削減し、特にこの高齢者に対する予算削減は、戦後日本は敗戦国になった日本を建て直し、またこの地域にとってはこの紀北町紀伊長島区、海山区のために頑張ってきてくれた人たちじゃないですか、こういう人たちの予算を削減し、弱者切り捨ての平成18年度の一般会計予算でした。その平成18年度の予算編成のときは、まだ私は議員になっていなかったから、中身については言わないが、私は今期12月議会において平成19年度当初予算は、合併が良かったと町民から言われる平成19年度当初予算にしてくださいと、つまり町民に直結する福祉、教育、高齢者に配慮した福祉予算、また支援事業等々を重視した平成19年度当初予算にしてくださいと町長、助役、収入役、また予算作成に携わる各課各担当課長に心して取りかかるようお願いしたはずです。

にもかかわらず町長は、財政が苦しいと言いながら緊縮予算と打ち出し、弱者切り捨ての福祉、教育、高齢者に対する配慮に欠けた予算削減をした今年度の当初予算を、今議会に提出してきたわけです。これは絶対に私は認めるわけにはいかない。そして町長は、この財政の苦しさを町民にアピールするために、緊縮予算を理由に町の報酬審議会に特別職にあたる町の三役の報酬による減額の審議を開催させ、また特別団体等の役員、委員の報酬も減額させました。そして私たち議員も、そんなに財政が苦しいのなら少しでも協力しようということで、日当にあたる手当と、皆さんがよく言う通勤手当にあたる車賃の廃止を決めまして、今議会、発議第4号として紀北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を出して協力してきました。

しかし、私は12月議会で財政が苦しいとって報酬カットするのは止めたらいって言ってきました。全国どこの地方自治体も楽な自治体はない。そんななかで皆が頑張っているんですと、町長以下三役はそれぞれの重責をしっかりと全うしたら改善できると言ってきました。そしてこれは特別職が何か失態、また失敗、また職員の不祥事に対してとる責任のとり方の1つです。私は助役は県から来ていただいた方だから、その助役に傷を負わせて県に帰すわけにはいかないということも言ってきたのにもかかわらずやっている。これも私は認められない。

そしてこういうようにして、町民にも私ども議会にしてもですね、本当に財政が苦しい、

苦しいとアピールし、またパフォーマンスして出してきたこの平成19年度一般会計予算は、私は絶対に認めるわけにはいかない。その理由をまたわかりやすく今から一つひとつ議員と町民の皆さんに説明させていただきます。

その1つは議会を軽視した、また議員を馬鹿にした、またさらに大きなことは町民を欺いた、また町民を騙した当初予算だからです。苦しい苦しいと言って町民や私ども議員をその気にさせ、10万円、20万円、そして100万円単位の福祉、また高齢者のための福祉や支援事業の削減を予算をやりながら、今度は議会にも議員にも相談せずに、一企業の温泉掘削の事業費に2,000万円という大金を無償援助しようとしている。つまりただで使ってください、あげるよと言っているんです。とてもじゃないけど、これは僕は絶対に認めるわけにはいかない。

そこで私は議員の皆さんにも申し上げたい。そして町民の皆さんもよく聞いていただきたい。私たち議員は昨年11月4日投票の紀北町の合併後、初めの町議会議員の選挙に立候補し、多くの町民の、また有権者の指示を得て当選させていただいた議員です。その選挙戦のなかで私も含めて各議員は町民の皆さんにいろいろな議員になる思い、また議員になってからの思い、またいろいろと公約的なこととお話したと思います。そのなかで議員という仕事は公共事業の書類とか、予算のチェックをするのが仕事だと言ってきたと思います。

そして今、ここに2,000万円という大金を理由もなく、一企業に補助金として出そうとしている。通常このような大型補助金を出すときには、先ほど岩見議員も言われたように、事前に議員に対してこういう補助金による申請がきていると言って、議員に相談があってしかるべきものであります。あれば当然そこでチェックをし、また審議もいたします。しかし、今回は何も相談もせずに出そうとしている。もしこの議会でこの無償援助の2,000万円という大金の支出を認めるような議会であり、また認めるような議員であれば、選挙が終わってまだ半年も経ってないうちに、まだ口の皮が乾かないうちに、町民に対して嘘を言い、また選挙のときだけ良い事ばかり並べ、それも象徴的で、だからどうするかと聞いたら、具体的な説明もできない、そんな議員です。

そんな議員にチェックしろとか、慎重審議しろと言ったってどだい無理な話なんです。町民の皆さんにもそれをわかっていただきたい。いくらチェックしても行政側に、これはちょっとまずいから修正しなさいとか、またこれは取り下げなさいと言って直させるような議会であって、また議員でなければ何の意味もない。いくらチェックしても言いっぱなし、また間違いでも何でも通っていくような議会であれば、ないほうがましです。

ある新聞の一コマの記事のなかで、選挙のときだけ良いことばかり並べ、またペコペコ頭を下げておいて、バッチを胸につけたその瞬間から変身する議員が多いと、情けないことに我々生活者は何度も騙されるのだといった記事を思い出します。ですから町民の皆様もよく考えていただきたい。財政が苦しいといって町民の福祉予算を削減し引き倒しておいて、また逆に町民の負担増しになるような予算、つまり住民の健康診断の検診料が合併前で 500円だったのが倍の 1,000円になっている。また配食サービス事業の個人負担が 300円が 400円と多くなっている。これは高齢者にとっては大きな出費です。まだまだあげたら切りがない。

そして先ほど谷議員が賛成討論をやってました。そして私の 3月9日の質疑が終わったあとでも質疑をやってました。しかし、この質問は何もわかっていない。またチェックも能力もしてないようなことなんです。何が問題になっているかという、その理由。よく町民の皆さん議員さんも聞いていただきたい。この予算はなぜ問題になっているか。谷議員が言われたように言われた前の第三セクターのときの町が出資して、町、県、名鉄とやっておるときは谷議員のいうことは通りますよ。しかし、今はもうそうじゃないのです。この企業は個人企業になっているんです。冬型のリゾート、夏型の集客、そんなことは我々は関知することじゃない。一企業が集客についても施設についても考えることなんです。

こういう間違っただけのことを質問するから、町民も間違っただけの考えを持つのです。だれに頼まれたか、言っておるんか知らんけど、全然、的をえてない質問、質疑です。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

11番 入江康仁議員

あとでやりなさい、あんたは。

いいですか。

議長

21番 谷節夫君。

21番 谷節夫議員

今の意見を取り消してください。僕はきちっと調査して、私はやっぱりこのレク都市は紀北町はやっぱり住民に、再建団体にも落としてやった本当に大きな事業なんです。だから先人のした事業でやっぱりこれだけの従業員も今支えている。あるいは固定資産でも 600万円も払っている。そういうことを私は主張したかっただけです。それは入江議員が自分で自分なりの意見として言っているんだから、私の意見を別にこんな形で批判してもらわなくても結構でございます。議長、そのへんを訂正させてください。取り止めてくださいよ、これは。

議長

申し上げます。ただいまの発言の取り消しの動議でございますが。

動議に賛成者がございませんので、動議不成立となります。

議事進行ですね。わかりました。

それでは入江議員、個人名等についてのことについては注意をお願いいたします。

11番 入江康仁議員

はい、わかりました。それではもとに戻ってやらさせていただきます。先ほどの某議員のなかで14年、15年、16年、17年、18年と集客人数も言いました。そのなかで18年度は減少したと、この減少した原因は何かと、16年、17年は熊野古道が世界遺産になってブームになって県もいろんな団体が協力して増えてきた。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

他の議員の発言中ですので、ご指摘はやめてください。

11番 入江康仁議員

減ったといいますが、これは熊野古道のブームによって伸びて、18年度は減ったわけです。今この熊野古道の世界遺産のブームは去ろうとしております。だから尾鷲の熊野遺産のセンターも出したけど、段々段々集客能力が落ちているというのが、これは地域で皆知っていることです、これは。

いろんなマスコミの新聞等も出て、そのようなことも言っているじゃないですか、そして何よりも大きな問題は、やはり我々議員が本当に審議したか、チェックしたかということなんです。皆やりました。私は前の質問でも言ったように、めくら判に判を押してだすようなものだと言いました。現実にそうじゃないんですか。これは必ずこの議会が終わって放映されて、また各団体のアクションが大きいと思います。これは我々議員も私も含めてです。こういうような予算が通るようではですね、何にも言いばなし、チェックしっぱなしで通っていくような議員では、何も修正しないような議会では意味がないじゃないですか。

半年前のお宅らが皆、私もそうです。含めて町民に選挙としての公約、議員としての仕事はどうだと皆胸を張って言うてきたはず。そのなかの一番大きなことは執行権は町長にある。理事者側にあるんだと、そしてチェックするのが我々の仕事だと、これを皆言うてきたでしょう。

そして温泉の町、もうだれかが言ったような気がする。温泉1つ掘ったことによって、古

里のこれは町が公営でやっています。そのために三浦にあった鹿の湯温泉というのが潰れておる。まして有久寺温泉のことも出たけどもう辞めたいと、だれかやってくれないかというところまで来ている。温泉1つ掘るごつとに伸びる地域だったらいいですよ。温泉増えるごつとに違うところが潰れておるじゃないですか。まして地元には今言ったように古里温泉という2億円から3億円かけた施設がある。ましてそれが集客が増えてきたからといって800万円入れて拡張工事をやろうとしている。だったらこれを、この地域を古里を伸ばしたらどうですか。あとのどうのこうのというのは、皆企業が考えることなんです。我々はその企業に金を出してものは言えるんじゃないんだ。そこをちゃんと理解せなあかんよ。

そして最後はですね、町民の皆さんには言うておきますけども、この一般会計予算に関してはこの一部だけ、このデカップリング事業に対しての2,000万円だけはどうしても認められないということのなかで、ここだけが反対だけど、あとは賛成だと言って賛成するわけにはいかないんです。そこが行政側からこの議会に出してくる、突っ込んでくる、行政は何でも出したら通っていくだろうと、そういうような安易の予算の出し方なんです。

そして何よりも議員としてこれが賛成でまわった場合、賛成議員の言うことはただ一つです。いいですか、この予算が通らなかつたら、町の職員が困るとか、執行する一般の町民が困るとか、これを必ず言い訳として議員はいいます。しかしそうじゃない。これはあくまでもだれも町民もだれも困るものはありません。暫定予算というのがすぐやって困らないようにできるのが、この行政の仕組みなんです。だから反対になって仮に大きな問題になったときに、必ず議員としての言い訳はこれ一点しかないということだけ頭に置いておいていただきたいと思います。

まして、これからも行政側に訴えたいことは、二度とこういうような含みをもって予算審議をできないような予算の提出はやめていただきたい、理事者も。そして私は今回一般質問のときも言ったように、本当に紀北町の零年、出発のときだと考えているんです。そして開かれた明るい町政のなかで皆議員としても訴えてきたでしょう。開かれた明るい議会だと、そういうなかで次の世代を担う若い人たちのためにもですよ、きちんと我々が姿勢をただし、そして町の行く末の道しるべをつくってやっていくことが、我々議員の宿命じゃないですか。また行政側も一緒ですよ。各課課長も皆。人ごとのように聞いてくれんなこれ。皆町民は一旦この議会というのは何だろうと、議決されれば皆信用するんだ皆。そして行政は悪いことしない、間違ったことはしないという信じ込んでおるのは町民です。

やはり町民を裏切るようなことだけは絶対に止めていただきたい。だから私は言ったよう

に町長、弱者切り捨て福祉予算のいろいろな先ほども前者議員も言いましたけど、やすらぎ苑の本当にカットこれも情けない。だからこれはまたいろんな形の復活ということでもお願いしてあります。私もこの予算のなかにはいろいろな各担当の方々が、各地域の要望いろんなことも頼まれ、町民になるためだったら私も要望もしております。またいろいろなご尽力をいただいて予算を付けてある部分ある。それを私は堪えて、泣いてこれ反対せんならん。

予算というものはこれは町民のもんです。我々も町民の代表、理事者も町民の税金で皆我々も食べやしてもうておるんじゃないですか、その町民のためになるこれから予算をやっていただきたい。そういうことでどうしてもこのデカップリングの2,000万円というものは大き過ぎる。だから私は次のもうこれは反対いたしますけれども、来年の予算はこれを肝に銘じて本当によく頑張っていたきたいと思います。お互いに議員も行政側も皆衿をただそうじゃないですか。

先ほど言うたように選挙のときだけええことダーダーと並べておるんじゃないくて、必ずこれは大きな問題になると思います。そのとき胸を張ってこうだよと説明する議員になろうやないですか、私も含めて。そういうところで反対討論を終わります。

(「議事進行」と呼ぶ声あり)

議長

21番 谷節夫君。

21番 谷節夫議員

実は入江議員のね今、私は別に反対するわけじゃないんですけど、18年度になぜ集客が減ったかというと。

議長

討論についての資料等については。

21番 谷節夫議員

間違っておるから、これはテレビに映っているから谷議員が間違っているというのです。

議長

申し訳ない。議事進行の発言にあたらなと思います。

21番 谷節夫議員

これはね18年がリニューアル工事をしたもんで。

議長

ほかに反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第44 議案第45号について、各委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(多 数 挙 手)

議長

挙手多数です。

したがって、議案第45号は各委員長報告のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第45

議長

次に日程第45 議案第46号 平成19年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

3番 近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル君

議案第46号 平成19年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算に対する反対討論を行います。

国民健康保険は、政管健保などのほかの非被用者保険に加入していない労働者、農林水産業者、自営業者、退職者、また無職の人などを対象にした医療保険制度であります。対象となる町民は強制加入となっております。紀北町でも、全世帯のなかの59%の加入率があり、

5,229世帯が加入し、被保険者の数は9,500人となっております。高齢化の進む当町では、年金生活者など生活弱者の方の比重が高くなっております。また地場産業の低迷、水害、増

税などで保険料が高過ぎて払えない世帯も増えております。

普通の国民健康保険の有効期限は1年間ですが、保険料の滞納があるため1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月という短い短期の証明書を発行されている世帯は159世帯です。そして国民健康保険の加入者であるという証明書だけを発行されている世帯も47世帯となっております。この証明書は窓口で病院へ行って10割を支払わなくてはならないので病院にも行けず、手遅れになり、死亡するケースが全国的にもたくさん増え、テレビや新聞で連日報道されております。紀北町ではあってはならないことです。

また短期の証明書は、一般の証明書と別の色となっております。病院の窓口に出せば違いが一目でわかります。このような人権無視も甚だしいことが今行われております。払いたくても払えない人たちへの差別の実態が健康保険のなかにあります。その一方で、積立基金は18年度末で2億748万円となっております。この半分の1億円を取り崩したとしても1世帯年間1万9,000円の引き下げはすぐにでき、滞納世帯を少なくすることができます。今回の保険料引き下げるべきであります。

また何よりも大切なのは命です。資格証明書の発行はやめるべきであり、短期証明書の色を普通の色に戻すことを強く求め、私の反対討論といたします。議員各位の賛同を心から求め、終わらせていただきます。

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第45 議案第46号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(多 数 挙 手)

議長

挙手多数です。

したがって、議案第46号は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第46

議長

次に日程第46 議案第47号 平成19年度紀北町老人保健特別会計予算を議題といたします。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第46 議案第47号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、議案第47号は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第47

議長

次に日程第47 議案第48号 平成19年度紀北町簡易水道事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第47 議案第48号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、議案第48号は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第48

議長

次に日程第48 議案第49号 平成19年度紀北町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第48 議案第49号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、議案第49号は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第49

議長

次に日程第49 議案第50号 平成19年度紀北町水道事業会計予算を議題といたします。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

20番 東清剛君。

20番 東清剛議員

議案第50号 平成19年度紀北町水道事業会計予算に対し、賛成の立場で討論をいたします。

平成18年5月に行いました住民アンケート、まちづくりの状況に対する評価では、上水道の整備状況が重要度で73.4ポイント、また満足度でも70ポイントと上位評価されております。日常生活の欠かせないライフラインとして、町民が重要視する事業であるといえます。これからも安心して生活していくため町民の皆様の高い期待が込められているものと思われま

しかし、水道事業を推進する財源は人口の減少により水道料金の減収や、料金の滞納が増

加していることを、また施設の老朽化、耐震対策など多くの課題も抱えているものであります。

平成19年度の紀北町水道会計予算において紀伊長島区、海山区のそれぞれ違った水道料金体系を統一し、不公平をなくするための紀北町水道事業給水条例の改正を実施するほか、安定した給水を目指した古里道瀬簡易水道と紀伊長島町の上水道の統合工事、また海山区便ノ山地区での老朽管布設替工事、沖見配水タンクですね、これの耐震診断等も実施する予算が組み込まれております。

また水道料金の滞納対策として、各家庭を訪問するなど徴収率の向上に努め、滞納理由や家庭の状況によりましては、給水停止までも考えた措置をとる等強い意思を示されております。水道事業の健全化を推し進めるための予算編成となっておりますことから賛成いたします。より安全で、安心した水道水の供給を望み、私の賛成討論といたします。

以上です。

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第49 議案第50号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、議案第50号は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

議長

以上で、本定例会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

さて、今期定例会は去る3月7日から3月23日までの17日間にわたり、始終ご熱心に審議を尽くされ、お陰を持ちまして本会議を終了することができました。心から厚くお礼を申し上げます。

なお、奥山町長はじめ、各関係者のご協力をいただきましたことを、あわせてお礼を申し上げます。

おそらく今期定例会が最後の議会出席になろうかと思われまます広瀬産業振興課長、奥野教育課長、またご両名以外にも今年度で退職される方があろうかと伺っております。退職される皆様方におかれましては、長い間、職務を全うされ、旧海山町、旧紀伊長島町から引き続き新たなまち紀北町の発展のためにご尽力賜りましたことに対し、紀北町議会を代表して深く感謝の意を表するとともに、心からお礼を申し上げる次第でございます。

どうも長い間、ご苦勞様でございました。今後におかれましても健康に留意され、ますますのご活躍を祈念申し上げますとともに、新たなる紀北町の発展に向けて、良きアドバイザーとなられますことをお願い申し上げます、紀北町議会からのお礼の言葉といたします。

議長

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これで会議を閉じます。

なお、一部事務組合議会関係については会議終了後、事務局長より報告させますので、よろしく願い申し上げます。

それではこれにて、平成19年3月紀北町議会定例会を閉会します。

どうも長い間、ご苦勞様でございました。

(午後 5時 50分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 19年 6月 21日

紀北町議会議長

尾 上 壽 一

紀北町議会議員

家 崎 仁 行

紀北町議会議員

川 端 龍 雄
